

丹波市農業・農村振興基本計画

(平成28年度～令和9年度)

「丹波市ブランドを活かした元気な農業・農村づくり」



平成28年6月

丹波市

令和7年10月改定

(目 次)

第 1 章	計画策定の趣旨	1
第 1 節	計画策定の背景	1
1	国の情勢	
2	兵庫県の動向	
3	丹波市の動向	
第 2 節	計画策定の目的	5
第 3 節	計画の位置づけ	6
第 4 節	計画の構成と計画期間	6
第 2 章	丹波市の農業・農村の現状と課題	7
第 1 節	丹波市の概況	7
1	位置・気候	
2	地形	
3	人口・世帯	
4	土地利用の状況	
第 2 節	農業経営の動向から見た課題	11
1	農家戸数	
2	経営面積	
第 3 節	計画の目標に対する実績から見た課題	13
第 3 章	基本理念と施策体系	19
第 1 節	丹波市の農業・農村振興の目指す姿	19
第 2 節	農業・農村振興の基本理念	19
第 3 節	目指す姿の実現に向けた基本課題	20
第 4 節	目指す姿の実現に向けた課題テーマと施策	21
1	特産物の振興	22
①	良質米の生産・販売促進	
②	特産物の安定的生産と面積拡大	
③	農産物の特産化と新規特産物の研究	
④	畜産振興	
2	担い手の育成・確保	34
①	実質化された「人・農地プラン」作成から地域計画策定による担い手の確保	
②	多様な担い手の育成・確保	
3	安定した農業経営の展開と農家所得の向上	44
①	スマート農業の普及・定着の推進	
②	担い手への経営の集約化	
③	環境創造型農業の推進	

④	ハウス栽培の推進	
⑤	直売所等の地産地消活動への支援	
⑥	6次産業化による高付加価値化と農商工の連携	
⑦	丹波市ブランドの確立と新たな市場の開拓	
4	優良農地の確保	57
①	優良農地の保全と有効活用	
②	遊休農地の早期発見	
③	所有者の意識改革と遊休農地の解消への支援	
5	農村環境の保全	60
①	地域が一体となった農村環境の保全	
②	農村の防災・減災対策の推進	
6	鳥獣被害対策	65
①	有害鳥獣の個体数管理	
②	狩猟者の確保・育成	
③	獣害に強い集落づくり	
④	シカ肉の有効活用	
7	楽農生活の推進	71
①	交流事業（体験農園・市民農園）の推進	
②	農家レストラン、農家民宿	
③	「農」からの食文化と食育の推進	
第5節	計画の目指す姿の実現に向けた数値目標	77
第6節	計画の推進体制	78

資料編	79
1 計画策定の経緯	79

【事例】

○女性農業者による特産物振興：株式会社山茂（氷上地域）	29
○地域の好循環を目指すＩターンによる新規就農者の取り組み：横山湧亮（山南地域）	42
○農（みのり）の学校による新たな担い手の育成：丹波市立農の学校	43
○農家を支える受け皿組織：株式会社アグリサポートたんば	47
○認定農業者の環境創造型農業への取り組み：株式会社丹波たかみ農場（市島地域）	50
○丹波市ブランドを活かした商品開発：なかで農場合同会社（春日地域）	55
○多面的機能支払制度を利用した「農用地」の活用と交流事業の展開： 南多田コスモスプロジェクト（柏原地域）	62
○地域が一体となった有害鳥獣害対策：東芦田農業生産者組合（青垣地域）	69
○棚田オーナー事業の取り組み：稲土（いなづち）棚田事業部（青垣地域）	72
○今、農村はおもしろい！：株式会社丹波婦木農場（春日地域）	74

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

1 国の情勢

我が国ではかつてない少子高齢化・人口減少により、農業・農村における深刻な担い手不足、遊休・荒廃農地の増加に歯止めがかからず、衰退の一途をたどりつつあります。加えて、近年の大規模災害や新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による影響も懸念されます。一方、経済社会においては、AIをはじめとする技術革新、TPP11等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化のさらなる進展、持続可能な開発目標(SDGs)に対する国内外の関心の高まりなど、新たな転換期を迎えており、食料・農業・農村分野においても、時代の変化に対応した大胆な変革・成長が求められています。

このような状況下で、国では平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」(以下「基本法」という。)に基づき、「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」という4つの基本理念を具体化するための施策を推進しています。この4つの基本理念を計画的に実現させるために、5年ごとに見直しされる向こう10年間の「食料・農業・農村基本計画」が、令和2年3月に閣議決定されました(計画の概要は次頁のとおりです)。

基本法の理念の一つでもある「農業の持続的な発展」では、担い手の育成・確保を進めるとともに、「人・農地プラン」の実質化を通じて、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を推進することやスマート農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応などの環境対策等を総合的に推進することとしています。

また、我が国の農業・農村の持続可能性を考え、農業者が減少する中であっても、各般の改革を強力に進め、国内の需要にも、輸出にも対応できる国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、需要の変化に対応した食料を安定的に供給する役割や農業・農村における多面的な機能が将来にわたって発揮され、我が国の食と農の持つ魅力が国内外に発信され続けるよう、食料・農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定や国際社会に貢献する道筋を示すことが重要なテーマであるとしています。

こうした観点から、国民全体の取組の指針として、国や地方公共団体、生産者、消費者、事業者、関係団体等の間で連携・協働しながら、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

【新たな食料・農業・農村基本計画の概要】

施策の基本的な方針

- ・「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立

食料自給率目標等

＜食料自給率目標＞

カロリーベース：37% (2018) → 45% (2030) 生産額ベース：66% (2018) → 75% (2030)

＜食料国産率：飼料自給率を反映せず、国内生産の状況を評価するため新たに設定＞

カロリーベース：46% (2018) → 53% (2030) 生産額ベース：69% (2018) → 79% (2030)

＜食料自給力指標＞

- ・我が国食料の潜在生産能力を評価する指標。農地面積に加え、新たに労働力や省力化の農業技術も考慮した指標を提示。また、新たに2030年の見通しも提示。

講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保

- 新たな価値の創出による需要の開拓
 - －食市場の変化に対応した新市場創出、食品産業の競争力強化、食品ロス削減
- グローバルマーケットの戦略的な開拓
 - －農林水産物・食品の輸出額5兆円目標(2030年)を設定
- 消費者と食・農とのつながりの深化
 - －食育や産地地消、国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承
- 食品の安全確保と消費者の信頼の確保
 - －科学的知見に基づくリスク評価・管理、食品表示の適正化等を通じた消費者の信頼確保
- 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
 - －不測時に備えたリスク分析と対応の検討、国際的な食料需給の把握・分析、動植物防疫措置の強化
- TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応
 - －「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく生産基盤強化、センシティブティに十分配慮し、輸出拡大に繋がる交渉

2. 農業の持続的な発展

- 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保
 - －法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進
- 現場を支える多様な人材や主体の活躍
 - －中小・家族経営など多様な経営体、農業支援サービス
- 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保
 - －人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働、荒廃農地の発生防止・解消
- 農業経営の安定化に向けた取組の推進
 - －収入保険、経営所得安定対策等の着実な推進
- 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備
 - －農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化、農業水利施設の戦略的な保全管理、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策
- 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
 - －肉用牛・酪農・園芸作物等の生産拡大など品目別対策、GAPの推進、農作業等安全対策の展開、資材・流通・加工構造の合理化
- 農業生産・流通現場のイノベーションの促進
 - －スマート農業の加速化など農業現場でのデジタル技術の利活用推進、農業施策の展開におけるデジタル化の推進
- 気候変動への対応等環境政策の推進
 - －再生可能エネルギー、気候変動対応技術の開発・普及、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進

3. 農村の振興

- 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
 - －複合経営等の多様な農業経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環
- 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
 - －地域コミュニティ機能の維持・強化に向けたビジョンづくり、日本型直接支払による多面的機能の発揮、鳥獣被害対策
- 農村を支える新たな動きや活力の創出
 - －地域運営組織、関係人口の創出・拡大、半農半X等の多様なライフスタイルの提示、棚田地域の魅力発信
- 上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

- 東日本大震災からの復旧・復興
 - －地震・津波災害及び原子力災害からの復旧・復興
- 大規模自然災害への備え
 - －事前防災の徹底、災害に備える農業経営の取組の展開
- 大規模自然災害からの復旧
 - －迅速な被害の把握、被災地の早期復旧支援

5. 団体

- －農協が農村地域の産業や生活のインフラを支える役割等を引き続き果たしつつ、引き続き、自己改革の取組を推進
- －農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区の機能・役割の効果的かつ効率的な発揮

6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

- －消費者、食品関連事業者、農協等の生産者団体を含めた官民の協働による、食と農のつながりの深化に着目した新たな国民運動の展開

7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

- －国産農産物の内需の喚起、農業労働力の確保、国産原料への切替えや経営改善などの中食・外食・加工業者対策等の機動的実施、食料供給についての情報提供

2 兵庫県の動向

「ひょうご農林水産ビジョン」は、兵庫県が策定している「21世紀兵庫長期ビジョン」の農林水産業・農山漁村の分野別ビジョンとして、本県の農林水産業・農山漁村に関する各種施策の基本となる計画であり、全ての県民の食と「農」に関する行動指針となるべきもので、毎年その評価・検証を行いながら課題解決に取り組んでいます。

今回、新たに策定された「ひょうご農林水産ビジョン2030」は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画で、施策の評価等を踏まえ、おおむね5年後または社会情勢が大きく変化した場合はその時点で所要の見直しが行われます。

新たなビジョンのめざす姿は、「都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展」とし、ポストコロナの新たな時代潮流を踏まえながら3つの基本方向（Ⅰ基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開、Ⅱ県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出、Ⅲ「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実）をもとに施策を展開し、ビジョン実現のために取り組むこととしています。

なお、県内を気候、風土や生活圏域、行政区分等のまとまりを考慮した9の地域に分け、具体的な取組を明らかにするために「ひょうご農林水産ビジョン」の方向性に基づき、それぞれの地域特性に応じた「地域アクションプラン」が策定されています。



「ひょうご農林水産ビジョン 2030」の施策体系

【めざす姿】【基本方向】

御食国ひょうご 令和の挑戦

く都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展

【推進項目】

【推進方策】

Ⅰ 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開

- 1 スマート化による新しい農林水産業の実現
- 2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開
- 3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化
- 4 木材利用の拡大と資源循環型林業の推進
- 5 豊かな海と持続的な水産業の実現
- 6 農林水産物のブランド力強化と生産者所得の向上
- 7 食の安全を支える生産体制の確保

- ①スマート農業の展開
- ②スマート畜産業の展開
- ③スマート林業の展開
- ④スマート水産業の展開

- ①本県の強みを活かし需要と直結した生産の新展開
- ②次代を担う経営力の高い担い手の育成
- ③農地利用の最適化と効率的な生産基盤の確立
- ④地域の多様な人材が支え合う持続可能な地域協働体制の確立
- ⑤環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）の取組拡大

- ①ひょうごの畜産を支える多様な担い手の確保
- ②但馬牛の増頭と但馬牛・神戸ビーフ生産拡大
- ③牛乳・乳製品の生産基盤強化
- ④高品質な鶏卵・鶏肉・豚肉の安定生産
- ⑤高品質な堆肥の生産と広域流通・耕畜連携の推進

- ①県産木材の利用拡大と加工流通体制の強化
- ②森林資源の循環利用と林業経営の効率化

- ①豊かで美しい海の再生と水産資源の適正管理
- ②漁業の担い手確保と経営力の強化

- ①更なるブランド戦略の展開
- ②フードチェーンづくりと高付加価値化の支援
- ③新たな価値の創出

- ①安全で適正な農業使用の推進
- ②生産段階における適正な生産工程・衛生管理等の導入拡大
- ③畜産農場における HACCP 対応や畜産 GAP の取得の推進
- ④口蹄疫や豚熱、鳥インフルエンザ等重大家畜伝染病の発生・まん延防止
- ⑤安全安心な二枚貝の流通に向けた貝毒監視体制の整備

Ⅱ 県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出

- 8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進
- 9 農山漁村の防災・減災対策の推進
- 10 豊かな森づくりの推進

- ①中山間地域における地域活性化の推進
- ②野生動物の管理や被害対策の推進
- ③農村地域の多面的機能発揮の促進
- ④都市農業を核とした地域づくりの推進
- ⑤バイオマスの活用を通じた地域活性化の推進
- ⑥内水面における水産資源の維持と地域活性化の推進

- ①ため池災害の未然防止とため池避難対策
- ②山地防災・土砂災害対策の推進
- ③漁港の耐震化と津波・高潮防災対策の推進

- ①森林の適正管理の徹底による公益的機能の維持・向上
- ②森林の防災機能の強化を図る「災害に強い森づくり」の推進
- ③森林病害虫被害対策の推進と保安林制度等の適正運用
- ④県民総参加による森づくりの推進

Ⅲ 「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実

- 11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進
- 12 「農」と多様な分野との連携強化
- 13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進

- ①令和の時代のライフスタイルの提案
- ②楽農生活に誘い、定着を図る仕組みづくり
- ③楽農生活をサポートする体制づくり

- ①農福連携の取組強化
- ②観光分野との連携強化

- ①卸売市場を通じた安定供給の確保
- ②県産県消の推進
- ③食品に対する消費者の信頼の確保

3 丹波市の動向

本市における農業・農村の振興は、平成 28 年度に策定した「丹波市農業・農村振興基本計画」に掲げた基本理念である「丹波市ブランドを活かした元気な農業・農村づくり」を実現するため、「丹波市農業・農村の目指す姿」を目標として、農業者や農業者団体、農業関係機関と連携を図りながら各種施策を展開してきました。

その間、認定農業者、集落営農組織等の経営基盤の強化を目指した法人化の推進や農（みのり）の学校の開設、女性農業者、企業参入等の育成・支援による多様な担い手の確保のほか、「丹（まごころ）の里活性化協議会」等の農・観・商工連携による特産物振興、環境創造型農業の取組面積の拡大等の一定の取組成果がありました。

しかしながら、本市における農業・農村は、依然として準主業的農家及び副業的農家など小規模な農業経営体を中心に担われており、農業を取り巻く厳しい環境の中において、農林業センサスによる販売農家若しくは個人経営体の農業従事者数は、平成 22 年の 10,889 人から減少し続け、令和 2 年には 6,512 人と 10 年間で 40.2%減少し、この内、65 歳以上が 3,674 人で、56.4%を占めています。また、農業経営者の平均年齢も上昇し、令和 2 年には 68.1 歳となっています。

また、担い手の減少と高齢化による労力不足等が要因となり、離農や保全管理等による不作付地が増え、令和 2 年度水稻生産実施計画書の集計結果では、水田面積 4,549.9ha の内、不作付地が 706.3ha と 15.5%を占める状況となっています。

第 2 節 計画策定の目的

丹波市人口ビジョンでは、人口減少対策を講じない場合、2015 年の 64,660 人（国勢調査）が、45 年後の 2060 年には 34,660 人に半減すると推定しています。

このことは、農家人口においても、何ら対策を講じない場合、同じように比例していくものと考えられ、農業経営の維持・継続のために必要な、農道、水路、ため池などの農業用施設の適正管理や獣害防止柵、農村環境の維持・管理に必要な人材が不足してしまう可能性があります。また、人口減少により農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になることも懸念されます。

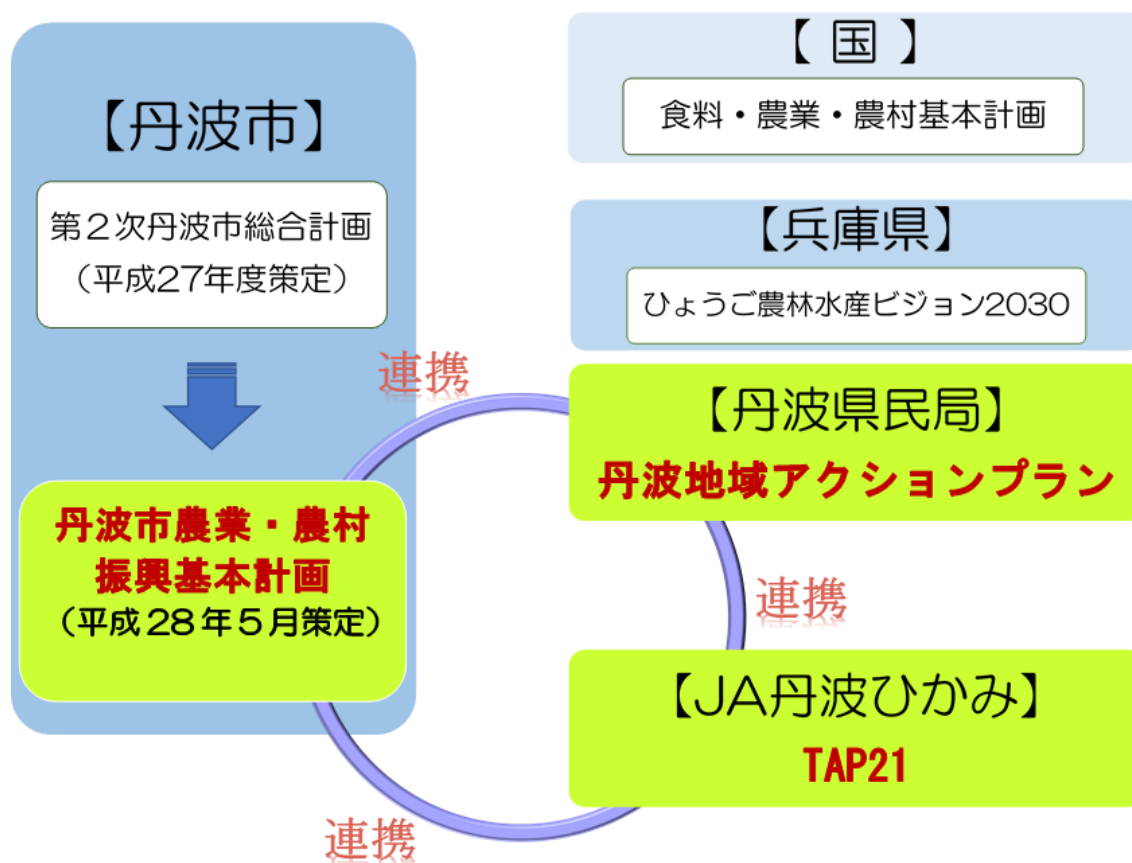
このような背景の中で農村環境の維持・管理に必要な人材の確保に向けて、「第 2 次丹波市総合計画」を基本に「農」を中心とする活力ある「攻め」の農業展開と魅力ある農村社会の構築を目指し、平成 28 年度に 2 期目の「丹波市農業・農村振興基本計画」を策定しました。

策定から 5 年が経過する中で、TPP11 等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、AI・IoT といった技術革新、持続可能な開発目標（SDGs）への関心の高まりなど新たな転換期を迎えています。また、温暖化に起因する自然災害の多発、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う影響など農業・農村を取り巻く環境は変化し厳しさが増えています。

今般、このような農業・農村をめぐる情勢の環境の変化を踏まえ、本計画を改定します。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「第2次丹波市総合計画」を上位計画とし、この中の基本計画に掲げられたまちづくりの目標6「丹波力を活かした創意ある元気なまち」の実現に向け、兵庫県策定の「ひょうご農林水産ビジョン2030 丹波地域アクションプラン」、JA丹波ひかみ策定の「TAP21」等の関連計画とも連携し、本市の農業・農村に関する個別計画として位置づけます。



第4節 計画の構成と計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から令和9年度までの12年間とします。

なお、農業・農村をめぐる情勢の変化や国・県の動向など必要に応じて本計画を見直し、随時更新を行うこととします。

第2章 丹波市の農業・農村の現状と課題

第1節 丹波市の概況

1 位置・気候

丹波市は、中国山地の東端、兵庫県の中東部に位置し、北は福知山市、西は朝来市・多可町、南は西脇市、東は丹波篠山市と隣接しています。阪神間からJRや自動車等で1時間30分から2時間圏内であり、市内南部は阪神都市圏との関わりが強い一方、北部では隣接する京都府の都市との関わりが強くなっています。

総面積493.21km²で、内75.4%に当たる371.64km²が森林となっています。

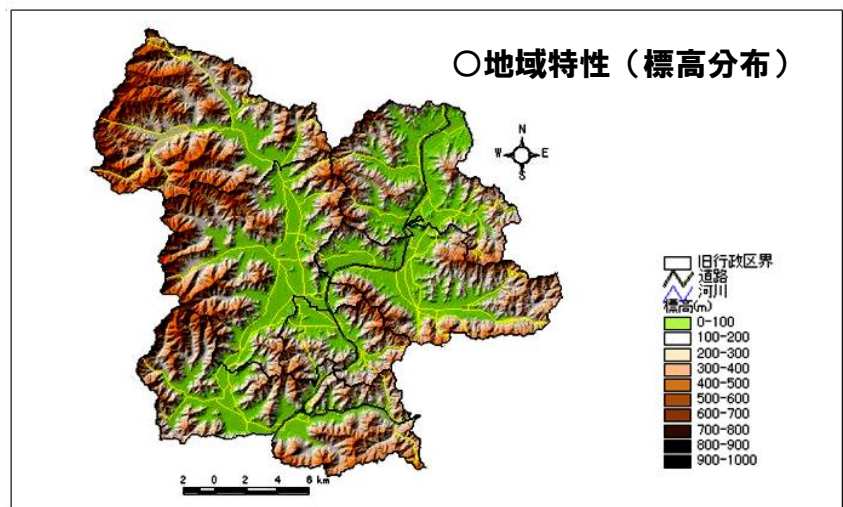
気候は、兵庫県南部の瀬戸内海型気候と日本海型気候の中間であり、年間の寒暖差、昼夜間の温度格差が大きく、秋から冬にかけて発生する霧は「丹波霧」と呼ばれ、豊かな自然環境に一層の深みと神秘さを醸しています。年平均気温は14～15℃で、年間降水量は1,500～1,600mmと過ごしやすい気候です。



2 地形

市街地及び農地の多くは標高100m未満の氾濫原に立地し、市域の約15%を占め、周囲を標高1,000m未満の山地に囲まれています。

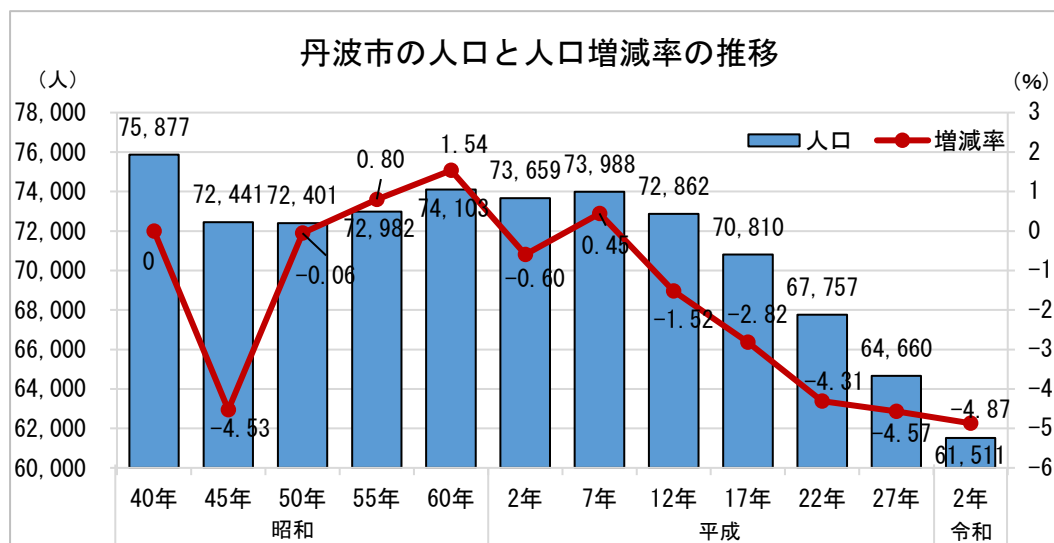
栗鹿山（標高962m）をはじめとする標高600m前後のやや急な斜面を持った山々があり、このふもとにひろがる中山間農業地帯です。その山々の接点を縫うようにして二大河川（加古川・由良川）の源流が走っており、加古川は瀬戸内海へ、由良川（竹田川）は日本海へ注いでいます。特に氷上地域石生地内の「水分れ」は日本一低い（海拔95m）中央分水界として知られています。



3 人口・世帯

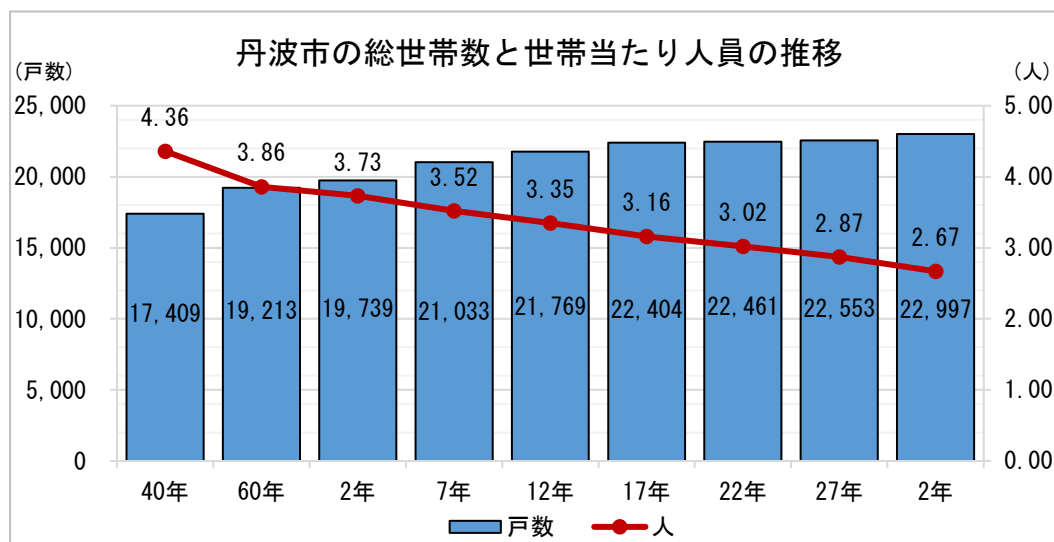
(1) 人口

総人口は、昭和 45 年から平成 7 年にかけてほぼ横ばいで推移し、平成 7 年をピークに令和 2 年にかけて総人口は減少を続けています。



(2) 世帯

世帯数は、昭和 40 年以降増加傾向で推移しており、令和 2 年には 22,997 世帯となっていますが、世帯当たり人員は、減少傾向で推移しており、昭和 60 年 3.86 人／世帯から、令和 2 年 2.67 人／世帯となっています。



なお、令和 2 年の数値は兵庫県が独自に集計したものであり、今後、総務省統計局が公表する人口等基本集計とは相違する場合があります。

(3) 年齢別人口

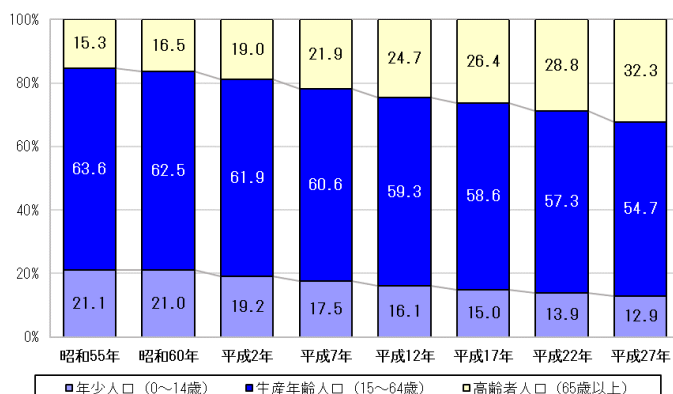
平成27年における年齢3区分別人口割合は、年少人口12.9%、生産年齢人口54.7%、高齢者人口32.3%となっています。10年前の平成17年と比較すると、年少人口が2.1%、生産年齢人口が3.9%の減少に対して、高齢者は5.9%増加しており、高齢化が著しく進行しているといえます。

また、平成27年において、全国、兵庫県と比較すると、本市の生産年齢人口割合は全国、兵庫県より低く、年少人口割合と高齢者人口割合は、全国、兵庫県より高くなっています。

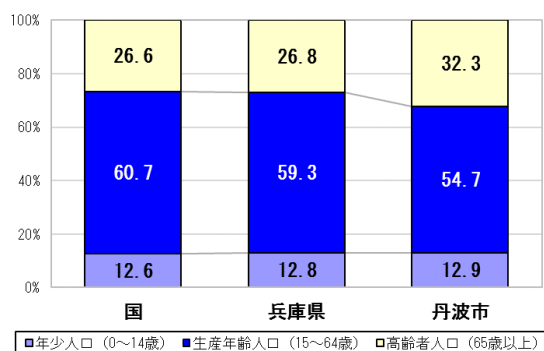
さらに、男女5歳級別人口をみると、いわゆる「団塊世代」の65～69歳の人口が最も多く、次いでその前後の年齢層や「団塊世代ジュニア」である40～44歳の人口が多くなっています。

逆に大学等の進学や就職時期にあたる20～24歳や0～4歳の人口が少なく、若者の流出や少子化が進んでいることがうかがえます。

年齢3区分別人口割合の推移

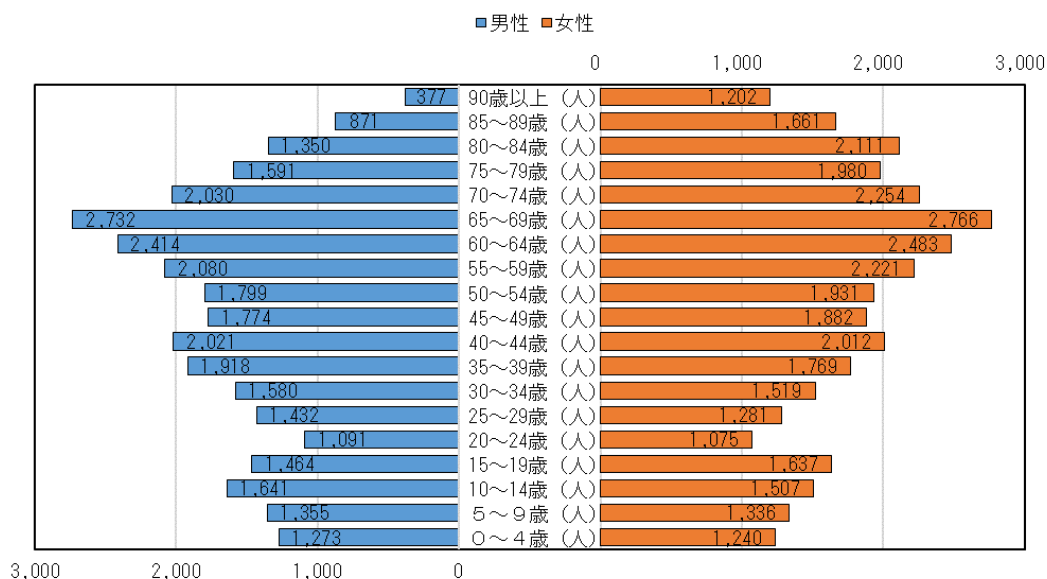


年齢3区分別人口割合の比較(平成27年)



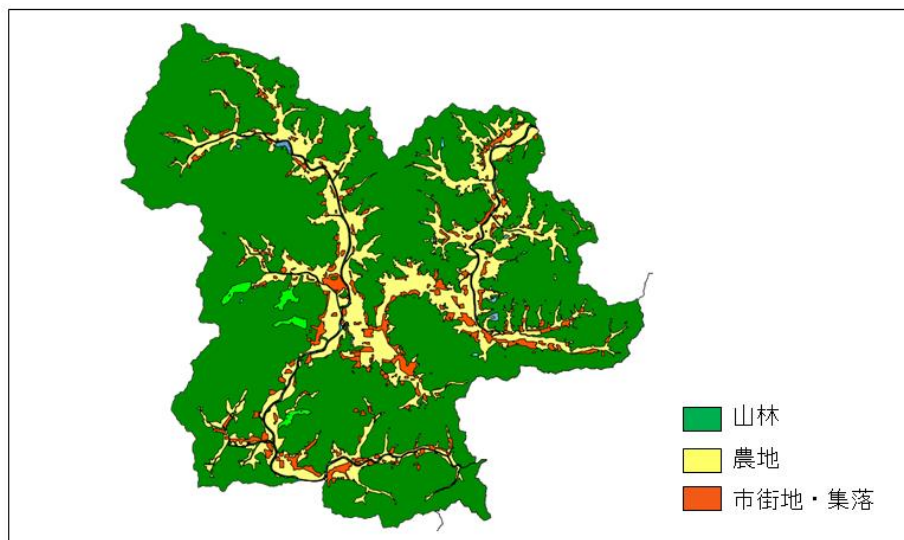
資料:総務省「国勢調査」

男女別・年齢別人口構成(平成27年)



資料:総務省「国勢調査」

4 土地利用の状況



本市は、49,321haの広大な面積を有していますが、森林が約75%を占めるほか、農地は約14%、宅地は市域の約3%にとどまる中山間農業地域です。

令和3年3月現在、農業振興地域の範囲は10,950haで、この内の現況農用地6,563.5haの中の4,994.8haを農用地区域として設定しています。

昭和40年代後半より、「ほ場整備事業」が実施され、農用地区域の農地（田のみ）4,613.7haの内約84%に当たる3,878haが整備されていますが、0.3ha以上の区画の農地は3割程度で、依然狭小な農地の比率は高い状況となっています。

第2節 農業経営の動向から見た課題

【経営規模別農家戸数と経営面積の動向】

[単位：ha]

経営規模		H28年	H29年	H30年	R1年		R2年	
							左の内 不作付地	H28年 との比較
25.0a 未満	面積	375.9	377.2	377.7	378.7	382.1	181.4	6.2
	戸数	3,397	3,437	3,464	3,493	3,520	－	123
25.0a 以上	面積	708.9	694.4	687.0	654.3	636.8	188.6	△72.1
50.0a 未満	戸数	1,937	1,896	1,874	1,797	1,747	－	△190
50.0a 以上	面積	1,179.5	1,141.2	1,104.4	1,080.8	1,034.7	171.8	△144.8
1.0ha 未満	戸数	1,693	1,641	1,587	1,561	1,494	－	△199
1.0ha 以上	面積	1,090.7	1,060.7	1,028.4	1,015.8	1,027.5	88.1	△63.2
3.0ha 未満	戸数	713	691	666	653	658	－	△55
3.0ha 以上	面積	853.3	892.7	874.6	877.3	907.3	57.5	54
10.0ha 未満	戸数	166	173	173	175	176	－	10
10.0ha 以上	面積	397.7	423.3	498.4	558.4	561.5	19.4	163.8
	戸数	23	24	29	33	32	－	9
面積計		4,606.0	4,589.5	4,570.5	4,565.3	4,549.9	706.8	△56.1
戸数計		7,929	7,862	7,793	7,712	7,627	－	△302

資料：水稻生産実施計画書及び営農計画書集計

※全体の農地面積の減少は、市外所有者への返還、改廃（転用）などの原因によります。

※a を ha に変換し、小数点以下第二位で四捨五入しているため、実際の数値と誤差が生じています。

1 農家戸数

総農家戸数は、年々減少し続けており、令和2年度は7,627戸となっています。この内、経営規模が1ha未満の農家は、6,761戸で、88.6%を占めています。

過去5年間の経営規模別に見た農家戸数の変遷は、25aから3ha未満の農家戸数は減少していますが、25a未満と3ha以上の農家戸数は増加しています。

これまで農地を借り受け、1ha程度の規模で経営していた農家が、自身の高齢化による労力不足や所有するコンバイン等の農業用機械の更新の負担が大きいことが経営の縮小、廃業の契機となり、自身の経営規模を縮小し、所有者へ農地を返還されていることが、最大の要因と考えられます。

一方で、3ha以上の農家が増加していることでも分かるように、土地利用型認定農業者や集落営農組織に農地の集約が進んでいます。

今後、総農家戸数の減少に歯止めをかけるためには、市全域において、水稻の主要

作業の受委託体系と、多様な特産物の共同利用による機械体系を確立し、個々の農家の労力軽減と、農業用機械の更新による負担軽減を図っていくことで、様々な規模の農家が経営を持続できる体制整備を図る必要があります。

2 経営面積

総水田面積 4,549.9ha の内、1 ha 未満の小規模農家が担っている水田面積は 2,053.6ha (45.1%) を占めています。

増加傾向にある 25a 未満の農家の中には、これまで全ての所有農地の経営を他の担い手に委ねていたため、作業機械等を所有していない方が多いことから、その経営面積の内、不作付地が 181.4ha (47.5%) ある状況となっています。

25a から 3 ha 未満の農家についても、労力不足等の要因により、水稻作付けされる以外の農地を不作付地とされていることが多くなっています。

この結果、令和 2 年度の水稲生産実施計画書による総水田面積 4,549.9ha の内、706.8ha (15.5%) が不作付地となり、農地の有効活用がされていません。

2020 年農林業センサスによる農業経営体の内、同居の後継者がいる農家は、741 戸 (24.8%) であり、また、農業経営体の内、全体の 8 割が販売金額 100 万円以下の農家となっています。

今後も高齢化と後継者不足が大きな要因となり、25a から 3 ha 未満の農家戸数の減少と経営規模の縮小が加速化していくことが予測されます。

そのため、この経営規模の農家の弱体化が進行し、生産面積が減少するとともに、遊休・荒廃化する農地の増加が見込まれます。

併せて、農道、水路といった農業用施設や有害鳥獣防護柵の管理体制が整わず、農村環境の持つ多面的な機能が失われていくことが懸念されます。

その中で、土地持ち非農家等への農地の返還を抑制し、大規模志向農家や集落営農組織への経営の集約を促進していくためには、「人・農地プラン」作成推進に併せ、地域事情に即した土地利用型認定農業者や集落営農組織の育成・支援をすることで経営を集積し、地域農業を持続させていく体制を構築することが喫緊の課題となっています。

また、大規模経営と小規模経営への二極化に対応するために、経営の集約による「もうかる農業」の展開に併せ、直販や加工といった 6 次産業化、市民農園等の交流事業等の活動を活性化させ、小規模農家の農業意欲の向上に向けた「楽しむ農業」を展開していく必要があります。

第3節 計画の目標に対する実績から見た課題

平成 28 年度に策定した「丹波市農業・農村振興基本計画」では、「丹波市農業の目指す姿」個々の分野における具体的な数値目標を掲げ、その達成に向け施策展開してきました。

それぞれの数値目標に対する令和 2 年度実績から、以下のとおり課題の整理を行っています。

(※過去 5 ヶ年の間に、各種成果の把握方法の変更等があったため、比較が可能な項目についてのみ、検証を行っています。)

○担い手の経営体

【認定農業者】

[単位:経営体]

	平成 27 年度実績	令和2年度目標	令和2年度実績	達成状況
認定農業者数	114	130	97	未達成

これまでの 取組など	規模拡大志向の農業者を主な対象として、経営形態に応じた経営改善計画が作成できるように助言や支援を行ってきました。 また、経営改善計画の認定期間が終了する認定農業者には、当該農業者とともに経営改善計画の達成状況を、丹波農業改良普及センター等関係機関を交えて検証しながら、個々の経営に応じた新たな経営改善計画を更新できるよう支援を行ってきました。 具体的な施策としては、認定農業者等の支援を目的とした市単独事業である「担い手農業者等育成助成事業」を推進し、生産体制の効率化、規模拡大に向けて必要な施設、機械の導入や更新にかかる支援を行ってきました。 また、農業経営の安定的な規模拡大、経営継承を行っていくために、「認定農業者法人化支援事業」や「法人化促進総合対策事業（県事業）」を推進し、法人化に向けた支援を行ってきた結果、平成 27 年度は 12 経営体であった法人経営体が、現在 31 経営体となっています。 加えて、付加価値を高めることでより経営基盤を強化するため「6 次産業活性化推進事業」や国、県の補助事業を活用し、6 次産業化への取組に対して支援を行ってきました。 その他、経営形態を越えて情報交換や研修を行える場を設けるため「丹波市認定農業者会」の活動に対して支援を行ってきました。
---------------	--

成果・検証	新たな認定農業者の育成・確保に努めているものの、目標とする経営対数を達成することは出来ませんでした。要因としては、認定農業者自身の高齢化による経営規模縮小や後継者不足等により経営改善計画の更新を断念される認定農業者があったためと考えられます。
今後の取組への課題など	今後、経営改善計画の更新率を高めるためには、法人化や雇用の拡大等の経営基盤強化に取り組む農業者を支援する必要があります。また、新たな認定農業者の育成・確保のために、認定新規就農者をはじめとした意欲ある農業者に対して、経営基盤の確立に向けて関係機関と連携しながら継続的に支援を行うとともに、認定農業者の認定要件となる年間所得等が達成できるよう、経営規模拡大等の経営の発展に向けた取組を支援する必要があります。

【集落営農組織】

〔単位：経営体〕

	平成 27 年度実績	令和2年度目標	令和2年度実績	達成状況
集落営農組織数 (組織化率：%)	60 (22)	70 (25.6)	58 (21.2)	未達成

これまでの取組など	兵庫県、JA 丹波ひかみと連携した「集落営農ステップアップ塾」を開催し、新たな組織設立に向けた推進を行ってきました。また、人・農地プラン支援推進員が中心となり「人・農地プラン」の作成推進と併せて、将来にわたって地域農業を担っていく担い手の少ない地域を重点的に組織化の推進を行うとともに、農地の集積、水稻等の主要作業の集約による低コスト化、丹波大納言小豆等地域特産物の生産振興などを行うことで地域の特色にあった組織化を推進してきました。 既存組織の強化と新たに集落営農組織の設立を目指す農会等に対して、市単独事業である「集落営農等支援事業」を活用した施設・機械の導入や更新等の支援を行ってきました。また、後継者の確保・育成、組織の経営基盤強化のために法人化を検討する集落営農組織に対して、税理士等の専門家を派遣し相談対応を行いました。併せて、法人化した集落営農組織に対して、「法人化促進総合対策事業（県事業）」を活用し、経営基盤の強化に対して支援を行ってきました。 その他、「丹波市集落営農組織連絡会」による研修会の開催や組織間での情報交換などを支援してきました。
-----------	--

成果・検証	新たな集落営農の組織化に努めているものの2組織の増加にとどまり、また、解散する組織もあったため、経営体数目標を達成することは出来ませんでした。要因としては、農会会員等の高齢化や農会の弱体化に伴う地域リーダーの不足等によると考えられます。
今後の取組への課題など	今後、集落営農組織を増やしていくためには、「人・農地プラン」の作成推進に併せ、組織立ち上げの中核となるリーダーの育成と農作業受託型や機械共同利用型、広域化など地域事情に即した形態での組織化を推進する必要があります。また、継続性のある営農組織の育成を図るとともに経営基盤を強化する必要があります。

【新規就農者】

【単位：経営体】

	平成 27 年度実績	令和2年度目標	令和2年度実績	達成状況
新規就農者数	17	20	40	達成

これまでの取組など	新規就農を目指す者に対する支援として、農業栽培技術・農業経営・農村文化を学び、実践できる研修施設である「丹波市立農（みのり）の学校」を開設し、当施設の修了生が丹波市の農業・農村の担い手となることを目指し、研修指導を行ってきました。なお、農（みのり）の学校は、農業次世代人材投資資金（準備型）の対象となる「農業経営者育成教育機関」として兵庫県の認定を受けているため、一定の要件を満たす受講生は資金の交付を受け、就農に備えています。 独立就農した認定新規就農者に対する支援として、国事業である農業次世代人材投資資金（経営開始型）を活用し、経営が不安定な就農開始直後の支援として、年間最大150万円、最長5年間の支援を行ってきました。さらに、市単独事業として、認定新規就農者の支援を目的とした「認定新規就農者等育成支援事業」を推進し、青年等就農計画に沿って農業経営を行うために必要な機械、施設等の導入について支援を行ってきました。
成果・検証	経営体数の目標達成の要因は、近年、丹波地域での就農を検討する市外からの新規就農希望者の相談が増加傾向にある中、丹波地域就農支援センター（県、JA、市）が、新規就農希望者の目指す就農形態へ合わせた相談業務を一括して行ってきたことにより、新規就農者が増加していると考えられます。

成果・検証 (前頁つづき)	また、農（みのり）の学校修了生の内、過半数が丹波市で就農していることも、新規就農者が増加している要因として考えられます。
今後の取組 への課題など	今後は、農（みのり）の学校修了生の独立就農等、新規就農の希望者は増加することが見込まれるため、新規就農者の定着・育成を図る必要があります。

○実質化された「人・農地プラン」

[単位：件]

	平成 27 年度実績	令和2年度目標	令和2年度実績	達成状況
プラン作成数 (作成率：%)	10 (3.7)	50 (18.3)	53 (19.4)	達成

これまでの 取 組 など	人・農地プラン支援推進員や農地利用最適化推進委員が中心となって、取組意向のある集落から順次、実質化したプランの作成を推進してきました。
成果・検証	プラン作成数の目標達成の要因は、農業に熱心な集落が率先して実質化に着手したことや高齢化、後継者不足により将来の農業に対する強い危機感を持つ集落が増加し、「人・農地プラン」の重要性が理解されたためと考えられます。
今後の取組 への課題など	目標とするプラン作成数は達成しましたが、集落内でリーダーシップを執る人材の確保が困難であることや中心経営体に位置づけられる農業者数が不足しているなどの理由により「人・農地プラン」の作成数は市内全農会（273 農会）の 1/5 を下回っている状況にあります。 今後、さらに「人・農地プラン」の作成を推進するために、集落における「人・農地プラン」の理解を醸成するとともに、農業後継者の育成、農（みのり）の学校の修了生、新規就農者の確保、集落営農組織の立ち上げや法人参入促進などにより多様な中心経営体を確保・育成するための体制づくりを行う必要があります。 また、効率的な農地利用の促進を図るため、「人・農地プラン」の作成・見直しを通して、多様な中心経営体への農地の集積・集約化を進める必要があります。

○特産物の栽培面積

[単位：ha]

	平成 27 年度実績	令和2年度目標	令和2年度実績	達成状況
水稻(有機・特別栽培)	463	495	530	達成
丹波大納言小豆	305	360	279	未達成
丹波黒大豆(枝豆含)	132	145	129	未達成
丹波山の芋	10	11	9	未達成
丹波栗	102	112	105	未達成

これまでの 取組など	丹波市ブランドである「丹波大納言小豆」や「丹波栗」のほか、「丹波黒大豆」「丹波山の芋」を中心に、種子等購入助成や水田活用の直接支払交付金による生産支援を行い、生産面積の拡大を図ってきました。有機農産物についても、有機 JAS 認証の取得支援や土づくり対策支援、農（みのり）の学校の開設など生産支援と人材育成を図ってきました。 特に「丹波大納言小豆」については、関係機関と生産者が一体で構成する「丹波大納言小豆ブランド戦略会議」において、特産物の新たな需要の創出と、生産力向上に向けた各種事業を展開してきました。 また、丹波市の農産物等のPR等を行う「丹（まごころ）の里活性化推進協議会」を立ち上げ、丹波市の農業の活性化を図るとともに、農・観・商工連携、情報発信等による来丹促進などに取り組み、新たな方策の構築と実現を図ってきました。
成果・検証	「水稻（有機・特別栽培）」の栽培面積は拡大し、目標とする栽培面積を達成しました。また「丹波栗」においても、目標とする栽培面積には達していないものの面積の拡大につなげることができています。 「丹波大納言小豆」「丹波黒大豆」「丹波山の芋」については、生産支援や生産力向上を図ってきた結果、平成 27 年度との比較で、1 人当たり栽培面積は 16.1～22.2%増加しましたが、生産者数は 20.0～25.6%減少したため、栽培面積は減少となりました。要因としては、高齢化や後継者不足等により、作付転換や不作付化が進んだことが考えられます。また、自家利用目的のみで栽培を行う生産者数は、35.3～41.4%減少しており、近年の高齢化や人口減少など社会構造の変化や食文化の変化により、家庭内需要の減少も栽培面積の減少の一因と考えられます。

今後の取組への課題など	今後、特産作物の栽培面積を増やしていくためには、生産支援及び生産力向上にかかる支援について継続して実施していくとともに、新たな担い手の確保や新たな需要を創出する必要があります。
-------------	--

○環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）の取組面積

[単位：ha]

	平成 27 年度実績	令和2年度目標	令和2年度実績	達成状況
環境創造型農業	523	561	655	達成
（うち有機農業）	113	136	161	

これまでの取組など	環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）の振興については、環境保全型農業直接支払交付金や有機JAS認証の取得の推進、GAP認証の取得の推進などにより安全な農畜産物の生産を支援するとともに、農（みのり）の学校の開校など、有機農業にかかる新たな担い手の確保などに取り組んできました。 加えて、関係機関と生産者が一体で構成する「丹波市有機の里づくり推進協議会」において、有機農業の栽培技術の実証など栽培技術力・経営力向上のための取組を実施するとともに、「市島有機センター」のストックヤードの増築などによる有機質堆肥の安定供給体制の構築など、生産技術の向上と安定生産に向けた各種事業を展開してきました。また、令和2年度から「市島ユーク」の散布範囲を市内全域に拡げ、土づくりを基本とした環境創造型農業への取組を進めています。
成果・検証	取組面積の目標達成の要因は、環境保全型農業直接支払交付金や有機 JAS 認証の取得に要する経費の支援など、環境創造型農業の実践に伴う追加的コストに対する支援の実施と併せて、近年の環境意識の高まりを受けた有機農産物等の需要が拡大したことにより取組拡大につながったためと考えられます。また、「丹波市有機の里づくり推進協議会」による生産技術の向上も取組面積の拡大の1つの要因と考えられます。
今後の取組への課題など	今後、国が策定した「みどりの食料システム戦略」による、持続可能な食料システムの構築に向け、産地全体での生産技術の向上や今後も拡大が見込まれる新たな需要を取り込めるように、認証制度を活用した信頼性の高い農産物の推進などを図る必要があります。

第3章 基本理念と施策体系

第1節 丹波市の農業・農村振興の目指す姿

本計画で示す基本理念と具体的な施策によって、10年後に実現を目指す丹波市の農業・農村の目指す姿は、概ね次のようなものとします。

《 農業は次世代への大切な贈り物 》

- ・丹波大納言小豆や丹波栗をはじめとする地域特産物の丹波市ブランドの確立が進み、高品質な丹波市産農産物が全国に認知されています。
- ・集落営農組織や認定農業者等の中心的な担い手に後継者が存在し、円滑な経営継承が進むことにより持続的な農業経営が実現しています。
- ・地域のスマート農業化が進み省力化と生産性向上への取組が進んでいます。
- ・農地の集積や機械化を積極的に進め、「もうかる農業」の中心的な担い手となる集落営農組織や認定農業者と、直売所の出荷や都市との交流などの「楽しむ農業」に取り組む意欲のある小規模農家がそれぞれ増え共存し、地域農業を支えています。
- ・丹波市で農業を営みたいと希望するUターンやIターン者が増え、農（みのり）の学校修了生をはじめとした新規就農者や、企業の農業参入や農福連携などの多様な担い手により農業・農村が活性化してきています。
- ・環境に対する市民の意識の高まりから有機農業や環境創造型農業が普及し、安心・安全な農産物の生産が増えています。
- ・中山間地域でも安心して栽培を続けるために、獣害防護柵の整備など、有害鳥獣による被害軽減の取組が進んでいます。
- ・多くの市民が、丹波市の原風景と農村環境に関心を持ち、地域が一体となった保全活動や、農村の防災力強化の取組が展開されています。
- ・遊休農地を活用した体験農園や市民農園といった交流事業などの取組が増え、農村の中に人々の笑い声が響きわたり、農村地域が活性化しています。

第2節 農業・農村振興の基本理念

丹波市では、第2次丹波市総合計画で示した将来像を実現するために定めるまちづくりの目標を推進するにあたって、すべての分野において共通する行政の基本姿勢の第1に、市民が主役の豊かな地域力「参画と協働」を掲げています。

「参画と協働」は、平成24年4月から施行した「丹波市自治基本条例」の基で、市民、市議会、行政が連携・協働して、住みよいまちづくりのための公共サービスの提供や本市をとりまく課題の改善・解決の取組を通して、市民・各種団体等と行政がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、地域の資源や特性を活かしつつ協力・連携して大きな成果を創りだす、協働のまちづくりを推進するものです。

農業人口が減少し、準主業的農家及び副業的農家中心から、徐々に大規模経営と小

規模農家の二極化へと進んでいる中で、それぞれが地域農業の担い手として活躍できるよう支え合いながら、丹波市ブランドとして誇れる農産物の生産を持続する「もうかる農業」と、栽培することを通じて自然と対話し農村文化を育む「楽しむ農業」の二極的な展開を図っていく必要があります。

市民、地域、行政等関係機関が「参画と協働」し、第2次丹波市総合計画で掲げられたまちづくりの目標である「丹波力を活かした創意ある元気なまち」を実現するため、農業・農村振興の基本理念を次のように定めます。

《農業・農村振興の基本理念》

丹波市ブランドを活かした元気な農業・農村づくり

第3節 目指す姿の実現に向けた基本課題

「丹波市ブランドを活かした元気な農業・農村づくり」という基本理念を実現するためには、収益力を上げて「もうかる農業」を推進する必要があります。まず、地域特産物や数々の丹波市産農産物を丹波市ブランドとして確立することが大切です。

また、これからの農業の発展には、担い手の存在が最重要であるため、将来の担い手となる若者を中心とした経営体の育成と確保を図ることや、様々な規模や経営体系の農家の所得の向上を目指していく必要があります。

更には、生産基盤の確保のために、遊休農地の解消と優良農地の確保をしながら、地域が一体となった農村環境の持つ多面的機能と防災力の向上を図ることや、農家の生産意欲の減退を防ぐため、深刻化している鳥獣被害の対策を強化する必要もあります。

併せて、小規模農家の農業意欲の向上を目指し「楽しむ農業」を展開するため、直売所の活性化や農家民宿などの取組、都市部との交流事業やグリーンツーリズムの推進による一般市民の農業への参画などの基本課題を解決していく必要があります。

これらの基本課題を整理し、以下の7つの課題テーマを設定します。

そして、この課題テーマごとに、具体的な施策を掲げ、農業者（市民）、地域（農会）、行政、JA等が、それぞれ役割を持ち、連携・協力し、目指す姿の実現に向けて取り組んでいきます。

【実現に向けた課題テーマ】

- 1 特産物の振興
- 2 担い手の育成・確保
- 3 安定した農業経営の展開と農家所得の向上
- 4 優良農地の確保
- 5 農村環境の保全
- 6 鳥獣被害対策
- 7 楽農生活の推進

第4節 目指す姿の実現に向けた課題テーマと施策

それぞれの課題テーマと施策の体系図は、次のとおりです。

【目指す姿の実現に向けた課題テーマと施策の体系図】

【基本理念】

丹波市ブランドを活かした元気な農業・農村づくり

1 特産物の振興

- ①良質米の生産・販売促進
- ②特産物の安定的生産と面積拡大
- ③農産物の特産化と新規特産物の研究
- ④畜産振興

2 担い手の育成・確保

- ①実質化された「人・農地プラン」作成による担い手の明確化
- ②多様な担い手の育成・確保
認定農業者 集落営農組織 新規就農者
農の学校 女性農業者 営農グループ 機械共同グループ
他業種からの参入企業 農福連携

3 安定した農業経営の展開と農家所得の向上

- ①スマート農業の普及・定着の推進
- ②担い手への経営の集約化
- ③環境創造型農業の推進
- ④ハウス栽培の推進
- ⑤直売所等の地産地消活動への支援
- ⑥6次産業化による高付加価値化と農商工の連携
- ⑦丹波市ブランドの確立と新たな市場の開拓

4 優良農地の確保

- ①優良農地の保全と有効活用
- ②遊休農地の早期発見
- ③所有者の意識改革と遊休農地の解消への支援

5 農村環境の保全

- ①地域が一体となった農村環境の保全
- ②農村の防災・減災対策の推進

6 鳥獣被害対策

- ①有害鳥獣の個体数管理
- ②狩猟者の確保・育成
- ③獣害に強い集落づくり
- ④シカ肉の有効活用

7 楽農生活の推進

- ①交流事業（体験農園・市民農園）の推進
- ②農家レストラン、農家民宿
- ③「農」からの食文化と食育の推進



①良質米の生産・販売促進

《現状と課題》

丹波市における令和2年産の水稻作付面積は、水田面積4,549.9haの内2,812.6ha（水田面積の約62%）となっており、最も多い品種はコシヒカリで、作付面積の約95%にあたる2,663.2haを占めています。

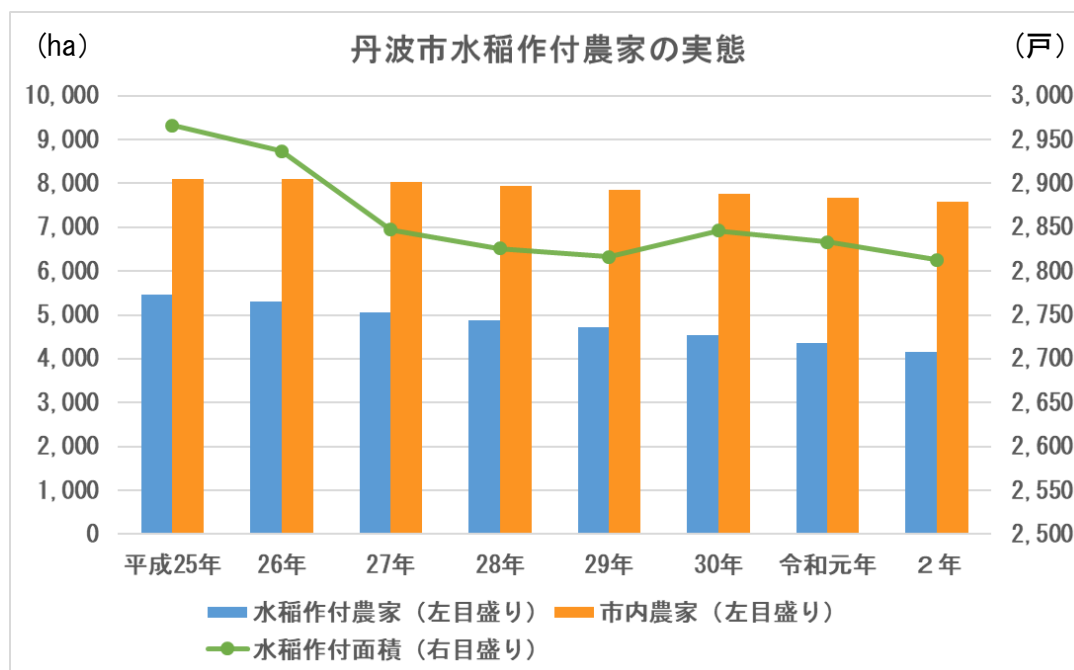
近年、国民1人当たり消費量及び人口減少に伴い、主食用米需要量の減少傾向は加速しています。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた外食産業の不振により、国全体の米の需要量の減少に伴い民間在庫量の積み増しなどが起こり、米の需給バランスが崩れ、米の価格が低迷しています。

米の価格低迷による生産意欲の低下と高齢化等による労働力不足が要因となり、水稻の作付面積は年々減少傾向にあります。

今後、米生産農家の廃業や規模縮小を食い止め、生産量を確保していくためには、機械による主要作業を集約するなど、出来る限り生産コストの削減を図っていくとともに、高品質米を生産し、少しでも有利な販売を行っていくことが大きな課題となっています。



代かき作業





《目指す姿》

継続的な担い手の確保、農地の集積・集約化や低コスト生産技術の普及による生産性の向上を図ります。

担い手の確保のために、地域の「人・農地プラン」の作成を進め、地域の担い手の明確化、集落営農の組織化への誘導を行います。

また、「アグリサポートたんば」のような広域的な生産サポート組織の育成を図ります。

大規模農家、集落営農組織などの中心的な担い手への農地集積を進め、効率的な水稻生産体制を整えます。

また、「夢たんば」等の特別栽培米を推進し、他産地米との差別化を図ります。

近年の気候変動に合せた栽培方法や病虫害防除の徹底を推進し、生産量全体の品質を高めることで、丹波市産米のブランド力を強化します。

酒米については、温暖化への適応耐性があり、早生かつ穂が短いなどの特徴から酒米生産の農業課題の解決にも期待が寄せられている新品種の Hyogo Sake85 を中心とした酒米の推進を図ります。

生産者、JA、行政が一体となって地域の米生産における方向性を検討し、ブランド力を活かした生産、販売戦略を展開します。



湛水直播栽培（播種作業）



有機肥料の散布作業

《実現に向けての取り組み》

農業者	生産技術の向上による高品質米の生産 主要作業の受委託の促進による生産コストの削減
地域・農会	共同防除等の推進による作業の省力化 担い手への経営、主要作業の集約の推進 集落営農組織による経営、主要作業の集約の推進
行政・JA等	高品質米生産技術の普及・啓発 担い手、集落営農組織への経営支援 新たな作業受託組織の育成・支援



②特産物の安定的生産と面積拡大

《現状と課題》

濃い霧の発生日数が多く、昼夜の寒暖差が大きい丹波地域特有の気候条件を活かして、「丹波大納言小豆」「丹波黒大豆」「丹波山の芋」「丹波栗」等、全国的に流通している多種多様な特産物が生産されています。

これらの特産物について、より強固な丹波市ブランドとしての定着化を図っていくために、種子等購入助成や産地競争力強化総合対策事業を活用した、丹波大納言小豆及び丹波黒大豆の最新の選別調製機械及び冷蔵機械の導入支援等、生産量の拡大や品質向上に向けた取組への支援を行いながら、その品質の高さを市内外へ広くPRし、消費拡大に向けた取組を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、消費動向の変化や原油価格や肥料価格の高騰による生産コストの上昇など、需要構造や収益構造に変化が生じてきています。今後は、需要に応じた高収益作物等への転換など、生産体制について検討を進めていく必要があります。

【丹波大納言小豆】

丹波大納言小豆は、丹波市の特産品として定着しており、個人農家や数人の営農グループ、集落営農組織まで、幅広い経営体によって生産されています。

個人経営の割合は、生産者の高齢化や収穫作業、選別作業など、手作業の部分が多く、労力負担から年々減少傾向にあります。一方で集落営農組織等、組織的に生産されている面積は拡大しています。



丹波大納言小豆

栽培規模が大きくなると、適期の播種や雑草防除などきめ細やかな作業が難しくなり、機械導入による省力化が図られている一方で、収穫作業の機械化による品質の低下が課題となっています。

特に小豆は湿害に弱く、気候等の要因により収量、品質が大きく左右されやすいため、需要量に対して供給量が安定的に確保出来ていない状況となっています。

そのため、優良種子の安定生産の維持、収量及び品質の向上が、生産者の課題となっています。

【丹波黒大豆】

丹波大納言小豆と同様に丹波市の特産品として定着しており、個人農家から数人の営農グループ、集落営農組織まで、幅広い経営体により生産されています。

栽培期間が長く、梅雨期の長雨や干ばつ、台風等気候の影響を受けやすいこと、また、収穫期直



丹波黒大豆



前から出荷に至る機械化が進んでおらず、収穫や乾燥調製、選別といった作業の労力負担も大きいことから、近年は生産面積、生産量ともに伸び悩んでいます。

そのため、安定生産に向けた栽培技術の励行と向上、収穫、乾燥調製作業等の機械導入による省力化が課題となっています。

【黒大豆枝豆】

丹波市では黒大豆枝豆として、早生種から晩生の丹波黒まで長期間にわたり出荷されています。消費者からも高い評価を受けており、直売所やJA丹波ひかみへの出荷のほか近年は冷凍品の販売が可能になり、多くの販売ルートが確立されています。

しかし、収穫や調製作業などの労力負担が大きいことや生産者の高齢化が進む中、収穫から出荷調製作業までの機械化や大規模農家等による栽培の拡大の推進が課題となっています。

【丹波山の芋】

丹波市内で生産される丹波山の芋の多くは、贈答用として市外を中心に販売されています。

丹波山の芋の生産には熟練した栽培技術が必要となるため、技術の継承や後継者の育成が課題となっています。

また、生産者の高齢化や作業の機械化が難しく、栽培（定植、敷きワラ、収穫等）の労力負担が大きいことから、省力・軽労化も課題となっています。一方で、収益性が高いことから、需要喚起を図り生産者の収入拡大につなげていく必要もあります。

【丹波栗】

丹波地域では、いち早く丹波栗の再生に取り組み、兵庫県やJA丹波ひかみ、JA丹波ささやまの支援を得て、丹波栗再生戦略会議が組織され、「日本一の丹波栗」の産地復活を目指した基本構想が策定されました。

この基本構想に基づき、丹波栗フェアの開催等、丹波栗のブランドイメージの形成などが進められています。



丹波栗

さらに、丹波市やJA丹波ひかみ、生産者により丹波栗産地の再生を目的に組織されたマロンでロマン会議において丹波栗の里整備計画を策定し、長期的な振興策による丹波栗産地の再生に向けた生産基盤の整備等を推進してきた結果、集落ぐるみの大規模栗園の取組もあり、栽培面積は年々増加してきています。

大粒で高品質な栗は、非常にブランド力が高く高価で取り引きされていますが、放置的に生産されている場合も多いため、生産量全体からみると、粒が小さく品質の低い栗の割合も多く含まれます。



生産者の高齢化や後継者不足、栗の老木化により、品質の高い栗の出荷量が減少していくことが懸念され、ブランド栗としての競争力の低下が心配されています。

このため、新植・改植による栽培面積の拡大、自走式草刈機や選別機など機械の導入による省力化により生産量全体の品質向上を図るとともに、新たな担い手づくりを進めていく必要があります。

また、むき栗やペースト加工するなど、1次加工品の生産・販売の可能性を検討しながら、収益性を上げていく必要もあります。

【花卉】

丹波市は、山南地域の若松、小菊といった特産品目に加え、青垣地域のヤブサンザシ、氷上地域のホトトギスなどの全国でも珍しい品目の生産も多く、県内有数の伝統ある産地です。

また、花壇苗生産も栽培戸数は少ないですが、先進的な大規模経営が行われています。

若松、花壇苗については、家族経営で後継者に技術の継承をしながら生産されていますが、他の品目では後継者の確保が課題となっています。今後も後継者育成と需要の変化に対応した生産技術の向上、作業の省力化を進めていき、新規生産者の確保を進める必要があります。



山南地域の花卉栽培

【薬草】

薬草栽培については、古くから山南地域で行われており、現在もセネガやトウキの栽培を中心に続けられています。

栽培の歴史は古いものの、個々の栽培面積が小さく、生産者の高齢化や需給調整のため生産量が増えていません。また、栽培は大変難しく、新規生産者が栽培に取り組んでも失敗する場合があります。産地を維持するためには、需要に応える生産量の確保や需要の開拓、栽培基本技術の普及による生産安定及び民間業者と協力しての商品化を進めていくことが必要となります。

このほかにも、春日なす、丹波ひかみねぎ、スイートコーンといった様々な特産物が生産されています。

年々、その生産量は減少傾向にあるため、品目ごとに生産技術の継承、後継者の育成が課題となっています。

《目指す姿》

今後も丹波市ブランドとしての品質を維持しながら生産拡大していくために、それぞれの品目に合った土づくりの推進と栽培技術の向上及び播種や選別調製機などの機



械導入の推進を図ります。

また、市内外の消費者へのPRや加工業者、各種生産団体等への協力、支援活動を行っていくことで、各ブランド品目の新たな需要の開拓を図るとともに、高収益作物等への転換の推進について検討し、生産者の経営安定と収益力強化を図ります。

【丹波大納言小豆】

集落営農組織や生産グループによる組織的な生産体制を推奨しながら、排水対策の徹底など、生産量の安定確保に向けた技術の励行と、乗用管理機などの管理作業機械の大型化により省力化体系の確立を図り、生産面積の拡大を目指します。

兵庫県、丹波市、JA丹波ひかみなどで組織する「丹波大納言小豆ブランド戦略会議」において、ブランド力向上戦略の検討を行いながら、「丹波大納言小豆ぜんざいフェア」を開催することにより生産力の強化や需要の創造など生産者意識の高揚と丹波市内外の消費者に対して丹波大納言小豆の名産地であることをPRしていきます。

生産力の強化については、産地形成に欠かせない優良種子の安定生産と供給に向けた取組を進めながら、丹波大納言小豆生産振興会による、栽培技術の向上、生産体系を確立していくことで生産面積の拡大、収穫量と2Lサイズ以上の等級割合の増加や品質の向上を目指します。

需要創造については、市外への原材料供給にとどまっている現状から、市内での加工、消費拡大を目指す取組を商工観光関係機関と連携し、認知度を高めブランド力を向上させます。

これらの取組により、生産者がプライドを持って生産できるよう、生産者の意欲向上につながることを目指します。

【丹波黒大豆】

機械化一貫体系による生産技術の確立と集落営農組織や営農グループによる組織的な生産体制の推奨により、生産規模の拡大を図ります。

また、栽培技術の向上、安定生産体系を確立していきながら収穫量と品質の向上を目指します。

【黒大豆枝豆】

今後も多くの消費者ニーズに応えるため、大規模農家や組織的な栽培を行う集落営農組織、営農グループを育成し、生産量の拡大を図ります。

【丹波山の芋】

栽培技術の継承と後継者育成を進めながら、作業の省力化技術の確立と加工用など新たな販路の開拓を行います。

また、市域の生産者組織の育成・支援を図ることで、統一した生産体系を確立していきながら収穫量と品質の向上を目指します。



【丹波栗】

“日本一の丹波栗”の産地復活への取組として、機械の導入や、新規栽培者や後継者の育成による栽培面積の拡大、栗園の適正な管理による安定した収量、品質の向上、販路の拡大を目指します。

丹波地域特有の気候・風土を生かし、長年にわたり生産されてきた丹波栗の需要に応じた生産量を確保するため、生産の拡大を図ります。

また、栽培状況や歴史等、“丹波栗の魅力”の積極的な情報発信を行い、丹波栗フェアの開催などブランドイメージの向上と市場拡大につなげ、農家所得の向上を図ります。さらに、むき栗やペースト加工などの1次加工品の生産、販売に向けた取組を支援します。



大規模栗園の取組

【花卉】

花壇苗や若松を中心に丹波市産花卉を地域ブランドとして、品質の維持・向上を目指すとともに市場性の高い新品目、新品種の導入を図ります。また、需要の変化にも対応し、栽培基本技術の普及による生産安定や後継者の育成及び新規生産者の確保により、生産の拡大を図ります。

【薬草】

新規栽培者の育成・確保を図りながら指導体制を整えていくことで、技術を継承し、生産面積や生産量を安定的に増やします。

また、民間企業や大学と連携した新商品開発や販売に向けた取組を行います。

そのほか、春日なす、丹波ひかみねぎ、スイートコーンといった様々な特産物についても、品目ごとに生産者組織を育成・支援し、後継者の育成による生産技術の継承を図ることで、生産面積、生産量を安定的に増やします。

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	栽培品目に適した農地の選定と土づくり、栽培面積の拡大 適切な栽培技術の習得、需要の開拓、技術の継承
地域・農会	集落営農組織、小グループによる組織的な栽培体制の確立 栽培品目に適した農地エリアの形成と土づくりの推進
行政・JA等	種子代助成等、生産コスト軽減のための支援 栽培品目に適した土づくりの普及、推進 機械化、省力化した生産技術の確立、普及



事例

女性農業者による特産物振興

株式会社山茂（氷上地域）

株式会社山茂は、山本さんご夫婦と息子さんの3名で経営されており、丹波市立農の学校を卒業した若手農業者2名を雇用されています。

2名の雇用を機に令和3年に法人化され畜産、水稻、減農薬野菜や丹波市特産物である丹波栗の栽培により農業経営を行われています。また、若手農業者の育成では「農の学校のカリキュラムにはない、畜産や栗を始め果樹栽培などにもチャレンジして農業を楽しんでもらいたい。そして地域に溶け込み、地元で農業者として自立を目指してほしい」との思いを持っています。

会社の経営にも携わっておられる山本浩子さんは、義父が栽培されていた栗園を引き継がれましたが、丹波栗に興味を持たれた頃には弱っている木々もあり、再生するために、栗について一から勉強を始められました。現在では、栗剪定士や女性農業士の認定を受けられており、JA 丹波ひかみ丹波栗生産組合の女性部会である「丹波栗っこ会」の発足や活動に尽力されています。

女性が楽しみながら栗栽培についての知識や経験を積めるように栗剪定講習会や栽培勉強会、視察研修などを実施されており、平成27年の発足時には9名だった丹波栗っこ会の会員数も、現在は25名に増えています。

今後は、女性の栗剪定士を増やし、女性栗剪定部隊を作ることを目指して活動をされています。

山本さんは「丹波栗をもっと多くの人に食べてほしい」という思いから、国道175号線沿いに直売所「ヒロちゃん栗園 DE 八百屋さん」を開店され、丹波栗の生栗の販売だけではなく、マロングラッセやフィナンシェなどの加工品の製造・販売をするとともに、旬の野菜などの販売もされています。

また、近年では、自社で真空パックにしたむき栗を東京銀座の百貨店や大手量販店で販売するなど販路の拡大を目指されています。

今後の展望としては「地域で丹波栗の生産が増えて、丹波市が全国に誇れる栗の産地であることや栗の魅力を市内外に広めたい」と考えられています。

《 直売所で販売している丹波栗加工品 》



《 丹波栗の剪定作業風景 》





③農産物の特産化と新規特産物の研究

《現状と課題》

丹波市には、丹波大納言小豆をはじめとする、全国的に認知されたブランド品目があり、そのほかにも丹波市の気候風土を活用しながら様々な農産物の生産に取り組まれています。特に「丹波ブルーベリー」「丹波黒ごま」「丹波白雪大納言」については、各生産者組織により、種苗や資材のあっせん、会員への生産技術向上に向けた栽培講習会の開催など、品質を高め、安定的に生産量を増やすための取組が行われています。

【丹波ブルーベリー】

丹波ブルーベリーについては、平成 18 年に「丹波ブルーベリー研究会」が発足し、栽培面積は、令和 3 年 3 月現在、約 6 ha まで拡大しました。

個々のブルーベリー園で生食用として販売しながら、平成 25 年には、共同の集荷場を開設し、丹波市内の製菓業者を中心に冷凍品の販売も行っています。

成木が増えるにつれ、生産量は増えることから、新たな販路を確保していく必要があります。



丹波ブルーベリー

【丹波黒ごま】

「丹波黒ごま」は、丹波市では古くから自家用として栽培されていましたが、新たな特産品とする機運が高まり、「丹波黒ごま生産組合」が平成 26 年に設立されました。作付面積は令和 3 年 3 月現在、約 4 ha となっています。

ごまは、国内消費の 99.9%が輸入に頼っている中で、健康食品として需要が高いため、無農薬・無化学肥料栽培による安全・安心な国産ごまとして、消費者の期待が高まっています。機械播種や刈取バインダーの導入を行っていますが、栽培の不安定さ（天候、ほ場等による生育や収量のばらつき、機械播種による発芽の正確性等）に問題があり、機械化体系を確立する必要があります。



丹波黒ごま

【丹波白雪大納言】

平成 27 年度に「丹波白雪大納言生産組合」が設立され、作付面積は令和 3 年 3 月現在、約 0.7ha となっています。

丹波大納言小豆の産地での新たな品種栽培の取組であるため、加工業者等からの注目を集めています。新規栽培者の開拓を図り栽培面積を増やしていくことで、安定した生産量を確保していく必要があります。



丹波白雪大納言



《目指す姿》

各生産者組織が中心となり、栽培講習会等を行い、併せて栽培体系や機械化体系の更なる確立及び省力化を目指し、新規栽培者の獲得と生産面積の拡大を図ります。

それぞれの品目の収益性をPRしていきながら、これらの作物に加えて、新たな特産物として栽培可能な作物について、産地化・ブランド化に向けた研究・開発に努めます。

少ない経営面積でも栽培に取り組むことができ、また、地域の中で栽培指導を受けることも可能な新規特産物を、市内農地の大部分を担う小規模経営農家に普及・啓発していくことで、持続的な農業の礎としていくことを目指します。

【丹波ブルーベリー】

生産量を安定的に増やすことと、ブルーベリー研究会を中心に、丹波市ブランド品目として定着させていくことを目指します。

【丹波黒ごま】

国内に際立った産地がないため、日本一の黒ごま産地となることを目指します。

生産者、県、市等の関係機関と連携をとり、栽培技術の向上を図り、また、播種から収穫、乾燥、調製までの機械化体系を確立し、面積拡大につなげていきます。

加工業者等による新たな付加価値の付いた商品化を推進し、ブランド品目として定着させていくことを目指します。

【丹波白雪大納言】

丹波大納言小豆に併せて生産振興を図ることで、新たなブランド品目として定着させていくことを目指します。

《実現に向けての取り組み》

農業者	各品目における省力化、機械化体系の確立による生産拡大 収益性の高い品目の栽培を通じた新規特産化の取組
地域・農会	集落営農組織、営農グループ等による新規作物栽培の取組 新規特産物生産希望者への遊休農地等の流動化の推進
行政・JA等	各品目における省力化、機械化体系の確立への支援 機械・施設導入等生産拡大のための支援



④畜産振興

《現状と課題》

繁殖和牛については、飼育農家の高齢化等の要因により平成18年度以降減少傾向でありましたが、平成27年度以降は、増加傾向にあります。その背景には、枝肉の海外輸出量の増加等の影響により子牛価格が高騰しているため、若い世代の飼育農家では、規模拡大意欲が高まりつつあり、新規参入者も増えてきています。



大規模繁殖和牛経営農家の様子

肥育牛については、景気動向をはじめ素牛や飼料価格の高騰など、経営を圧迫する要因が多いものの、500頭以上の安定的な大規模経営農家が3戸あり、また中小規模の農家においてもそれぞれに、飼料等の研究を行い経営の安定化を図りながら、最高級ブランドである「神戸ビーフ」率の向上を目指し但馬牛の飼育に取り組まれています。

素牛価格の影響を少なくするために、繁殖肥育一貫経営への転換が進んでいますが、今後更に推進していく必要があります。

乳用牛については、後継者不足や乳価の低迷、飼料価格の高騰など厳しい情勢の中、家族経営で酪農経営が行われています。和牛繁殖等を併せた複合型の経営に取り組む酪農家もありますが、生産コスト低減に向けた取組が課題となっています。

地域の乳業メーカーでは、丹波市を中心に生産された生乳を各種乳製品に加工し、安全・安心で高品質な「氷上牛乳」ブランドとして、市内外で販売されています。併せて新たな販路開拓のために消費者ニーズに合った商品開発を随時行っていく必要があります。

【家畜飼養頭数（戸数）】

[単位：頭（戸）]

	平成23年度	平成27年度	令和2年度
繁殖和牛	981 (63)	869 (45)	969 (43)
肥育牛	2,342 (15)	2,704 (12)	3,621 (16)
乳用牛	592 (18)	527 (17)	557 (11)

※家畜共済引受実績等による。

養鶏農家は13戸あり、ほとんどが採卵鶏の経営を行っています。経営規模は様々ですが、それぞれが自社ブランドによる生産や独自の販売ルートの開拓等に取り組まれています。プリンの加工等、6次産業化に取り組んでいる養鶏農家もあり、今後更に加工品の研究・開発を進めていくことで、経営の安定化を図っていく必要があります。



《目指す姿》

繁殖和牛については、繁殖管理技術の向上により1年1産を目指し、育種価の高い子牛の導入・育成を支援していくことで、安定的な優良子牛の生産体制の構築を図ります。

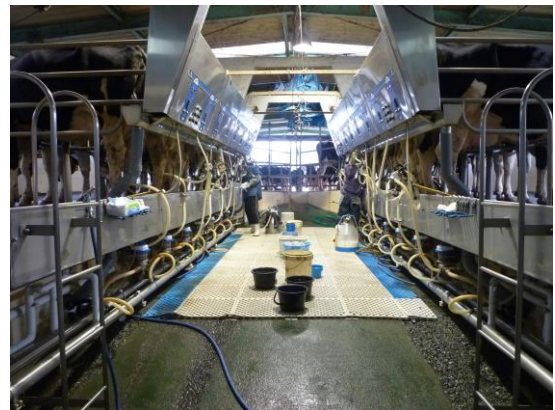
また、肥育牛の経営では、規模拡大志向農家に対して経営改善計画作成を促していく中で、繁殖肥育一貫経営を一層推進し、経営の安定化と「神戸ビーフ」率の向上を目指した但馬牛の生産拡大を図ります。

酪農経営では、乳量、乳質の向上と飼料の低コスト化につとめ、経営の安定化を図ります。

酪農、養鶏については、6次産業化の動きがあり、地域の乳業メーカーや各経営体における新商品の開発等を支援していくことで、丹波市ブランドとしての定着化を図ります。

また、「人・農地プラン」の策定推進に併せ、畜産農家を農地管理の担い手に誘導していくことで、遊休農地の解消、活用に伴い、飼料作物の生産拡大による経営の安定化を推進します。

さらに、生産コストの削減、肉用牛等の増頭、畜産環境対策の推進等、規模拡大や経営の効率化を目指す農家に対して畜産クラスター事業を活用し、地域一体となっていく取組を支援していきます。また、畜産農家の生産コストの低減による経営の安定化を図るため、引き続き、耕畜連携の一つの取組として、安全性の高い地域産の飼料作物である稲発酵粗飼料用稲（WCS）を推進していきます。



ミルクングパーラーによる搾乳作業の様子



平飼い養鶏農家の様子

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	地域産畜産物および加工品の積極的な購入による地産地消 「神戸ビーフ」率の向上を目指した但馬牛の生産 自給飼料増産によるコスト削減と遊休農地の活用
地域・農会	畜産農家への農地の集積 耕畜連携による環境創造型農業の推進
行政・JA等	牛舎や機械等の整備に対する支援 育種価の高い素牛への導入に対する支援 規模拡大志向農家への経営改善計画作成に向けた支援 良質な堆肥生産とその活用への支援による環境創造型農業の推進

2 担い手の育成・確保



①実質化された「人・農地プラン」作成から地域計画策定による担い手の確保

《現状と課題》

2020 年農林業センサスによる丹波市の農業従事者の平均年齢は 72.1 歳で、2015 年農林業センサス調査時（66.7 歳）より更に高齢化が進行しており、「人・農地プラン」の未作成集落の中には、5 年、10 年先の農業ビジョンを描くことができず、農地の維持管理が困難になる集落の発生が想定されます。



「地域計画」検討会の様子

そこで丹波市では、今後の地域農業を集落自らが守っていくために、地域農業の将来の設計図となる「人・農地プラン」の作成と定期的な見直しを進め、地域農業に対する関心が高い集落を中心に、実質化された「人・農地プラン」の作成に取り組みました。その結果、78 プラン（令和 6 年 3 月末時点）の「人・農地プラン」が作成されました。そうしたなか、令和 5 年 4 月には農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、「人・農地プラン」から、農地の集約化等の実現に向けた「地域計画」策定が法定化されました。丹波市では令和 6 年度末までに 93 計画の地域計画が策定できていますが、まだ未策定の地域もあり、今後は引き続き未策定地域の地域計画策定に向け、取り組む必要があります。

加えて、策定した地域計画を実現するため、農地の集約化等に向けた集落での取り組みに対する支援を行い、担い手の確保を行っていく必要があります。

《「人・農地プラン」と「地域計画」主な違い》

	人・農地プラン	地域計画
内 容	地域農業の将来の在り方	地域農業の将来の在り方＋目標地図
担い手	<u>中心経営体</u> ① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 集落営農組織 ④ 市町の基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者 等	<u>農業を担う者</u> 左記①～④の中心経営体 ⑤ その他の多様な農業経営を営む者 ⑥ 新たに農業を始めようとする者 ⑦ 農作業の受託サービスを提供する者 などの農産物の生産活動等に直接関わる者
目 標	中心経営体に農地を集積していく将来の方針を文章化すること	農業を担う者ごとに利用する農地を地図（目標地図）に示すこと



《地域計画策定数》

地域	農会数	作成数	作成集落
柏原	20	11	拳田、大新屋、北山、田路、母坪、南多田、上小倉、下小倉、北中、小南、石戸
氷上	60	20	常楽(2)、稲畑、新郷、谷村、上油利、福田、下新庄、上新庄、清住、鴨内、小谷、北御油、北田井、南田井、西田井、田中、氷上、棧敷、本郷、稲継
青垣	48	12	東芦田(4)、栗住野(2)、小倉、森、市原、岩本、小和田・沢野、大名草の一部、小稗、稲土の一部、杉谷・平野・岡見・中佐治、下地・向・上地・平地
春日	43	21	多利(3)、野上野(3)、中山、野瀬、上三井庄、下三井庄、鹿場、東中、国領、棚原、柚津、奥野村、西野々、古河、朝日、石才、野山、天王、長見、新才、山田
山南	48	10	上滝、畑内、北太田、太田、奥野々、谷川11区、村森、井原、坂尻、小新屋
市島	53	19	友政、水西、市ノ貝、寺内、徳尾、大杉、谷上、清水谷(2)、下鴨阪、今中、梶原、上垣(3)、北岡本、上牧の一部、北奥の一部、乙河内、酒梨、勅使、東勅使
合計	272	93	※複数農会で作成されている場合、集落名の後に「(農会数)」を入れています。

《目指す姿》

地域計画の策定は、概ね10年後を見据え、地域の農業が将来どのようにあるべきか、また、誰がどのように農地を使っていくかという「農業の将来像(目標地図)」を、農業者や地域の関係機関が話し合って明確化することです。

この計画により、農地の集約化や多様な担い手・経営体の育成、地域の持続可能な農業振興を目指します。



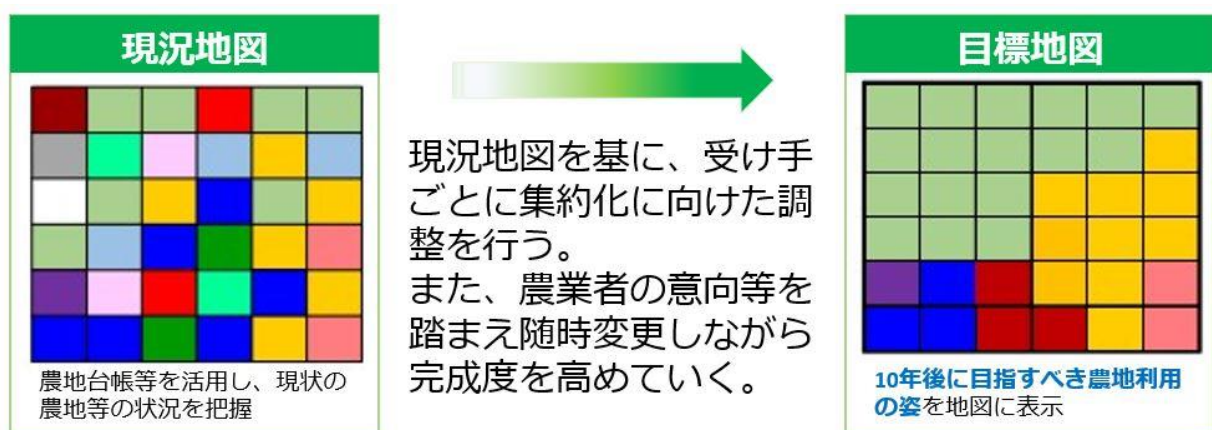
《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	地域計画策定に向けた理解と協力 地域農業の現状及び課題・地域農業における農業の将来の在り方について共有
地域・農会	協議の場(話し合いの場)の素案の作成 地域計画策定に向けた目標地図の確認
行政・JA 等	地域計画について説明 協議の場の素案の作成支援 農地利用最適化推進委員による農地集積の調整支援 将来構想や目標地図の作成に向けた地域の話し合いへの参加、協議の場への出席に伴う助言・支援 農の学校の修了生、新規就農者やU I ターン者等への農地の情報提供

《人・農地プランから地域計画へ》



《目標地図のイメージ》





②多様な担い手の育成・確保

《現状と課題》

農業の担い手を育成・確保し、経営基盤の強化を図るために、規模拡大志向農家には農業経営改善計画作成に向けた誘導・支援、担い手の不足している集落には集落営農組織設立に向けた支援を重点的に行ってきました。

また、「丹波市認定農業者会」や「丹波市集落営農組織連絡会」との連携を密にし、それぞれの組織に参画する経営体が、他の規模拡大志向農家や組織化を検討する集落等の目標となるよう、支援を行ってきました。加えて、将来の地域農業を担っていく人材を育成するため、青年農業者組織「丹波大空の会」の活動に対して支援を行ってきました。

新たな担い手の確保には、農（みのり）の学校の開設や新規就農者、女性農業者、他業種からの参入企業等の育成・支援を図っており、さらに近年は農福連携とともに福祉作業所による農業参入の取組も見られます。

1. 認定農業者

令和3年3月現在、市内の認定農業者数は97経営体となっており、個人経営が66経営体、法人経営が31経営体となっています。認定農業者においても高齢化が進み、平均年齢は62.7歳となっています。

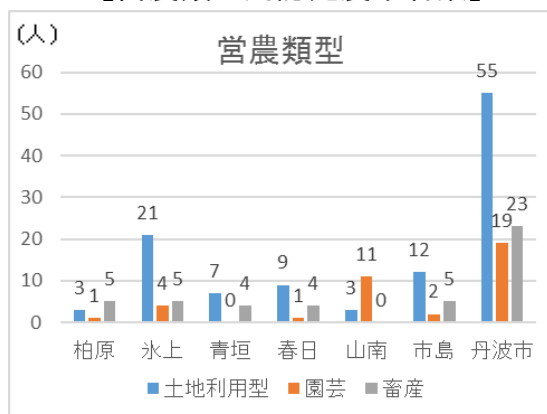
認定農業者を類型別に見ると過半数が土地利用型農業者であり、水稻、大豆、小豆等の主要作物を中心に農業経営を行っています。

また、認定農業者の内、5ha以上の経営面積がある経営体は51経営体で、認定農業者の全体の約53%を占める割合となっています。

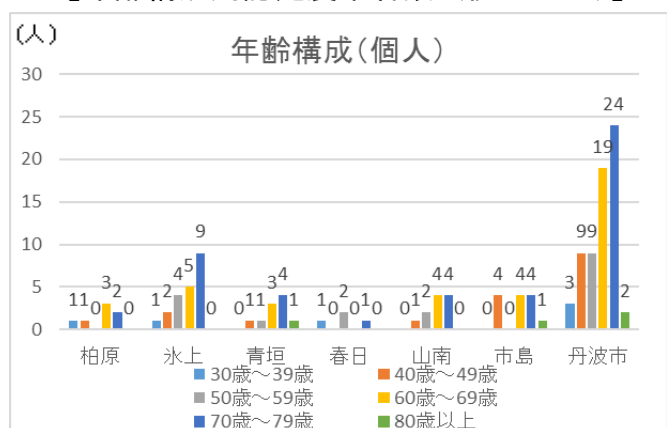
年齢構成をみると高齢化が顕著であり、将来的な後継者確保が難しく廃業や経営規模を縮小する認定農業者もいるため、総数は伸び悩んでいます。一方、安定的に経営継続していくために法人化や雇用の拡大を行う認定農業者が増えています。

今後は、農業者の経営基盤を強化し、認定農業者の更新率を高めるとともに新たな認定農業者を確保する必要があります。

【営農類型別認定農業者数】



【年齢構成別認定農業者数（個人のみ）】





2. 集落営農組織

市内 273 農会の中で、60 農会(58 組織)が、経営管理型、作業受託型、機械の共同利用型の様々な体系で組織的な営農活動をしています。

各農業経営者の高齢化に伴い、機械更新されないことが増えてきたこと等により受託作業面積等が増えている一方、集落営農組織の構成員、オペレーター等も同様に高齢化しているため、組織運営自体に支障が出ている組織もあり、後継者確保が課題となっています。

高齢化に伴う農業者の減少が進んでいる地域において、集落営農組織は地域農業の担い手として期待されています。新たな集落営農組織の設立や組織運営には、その核となるリーダーの存在が必要不可欠であるため、丹波市とJA丹波ひかみが連携して、集落営農組織設立を検討する集落リーダーに対し、組織化に向けた初期の活動支援を行っています。

しかし、それぞれの集落ごとに組織化には解決すべき課題が多くあり、組織設立は容易ではありません。そのため、きめ細かなフォローアップをする必要があります。

また、組織を継続させるため、集落内外を問わず人材確保を行い、後継者となる人材を育成する必要があります。併せて、地域内の高齢化に伴い、集落営農組織が担う経営規模のますますの拡大は見込まれることから、集落営農組織の経営基盤を強化する必要があります。

3. 新規就農者

丹波市での新規就農を目指す希望者からの相談は、Iターン者等を中心に年間数十件あり、丹波地域就農支援センター（県、JA、市）で、一括した相談業務を行っています。

新規に就農する農業者の内、青年等就農計画の認定を受けている農業者（認定新規就農者）は、令和3年3月現在において、個人13名、法人2件となっています。また、農（みのり）の学校修了生の丹波市における就農形態としては、独立就農者6名、雇用就農者8名となっています。今後も農（みのり）の学校修了生の就農に併せ、青年等就農計画の認定件数が増えることが見込まれます。

新規就農者は、経営面積、所有施設・機械ともに小規模な取組となり、有機露地野菜を中心とした周年栽培から取り組む場合が多い状態です。

近隣の直売所や個別配送を中心に販路を開拓し、消費者からの意見も聞きながら経営内容を徐々に拡大していますが、農業経験と栽培技術が不足しているため、計画どおりの生産量が見込めず、経営が不安的なことが課題となっています。また、農業経営に係る課題だけでなく、Iターン者等を中心とした新規就農者は農業用水路の管理等の地域の決まりごとや地域活動に不慣れであるため、地域生活に順応することも課題となっています。

新規就農者の育成・定着のためには、行政機関やJA等による栽培技術と経営に関する支援及び地域への溶け込みが必要です。



【青年等就農計画の認定数】

[単位：件]

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
7	2	5	3	7

4. 農（みのり）の学校

農（みのり）の学校は、新規就農を目指す方が農業栽培技術・農業経営・農村文化を学び、実践できる研修施設として、平成 31 年 4 月に開設しました。当施設の修了者が丹波市の農業・農村の担い手となり、定住する仕組みの構築を目指しています。

研修施設の健全な管理・学校運営により継続的に新たな担い手となり得る人材の育成を図ることに加えて、就農や地域への定着につなげるための仕組みづくりが必要です。

5. 女性農業者

女性農業者は、地域農業を守っていく重要な位置づけであり、女性の感性を活かした多様な農業活動や加工品の開発などが期待されています。

丹波市農業の活性化に向け、女性農業者の更なる進出と活躍を支援するため、女性農業者組織「丹波 根っこの会」を令和元年度に設立しました。女性が農業を楽しみ、やりがいを見出しながら、農業経営の中で自立した人材となるため、つながりの強化と個々の資質を向上させる必要があります。

6. 他業種からの参入企業

丹波市において、農業経営の展開を目指す農業法人や他業種から新たに農業参入を目指す企業が年々増えてきています。

各種野菜をはじめとする農産物の生産に併せ、惣菜等への加工、レストラン経営や独自ルートによる販売等、多様な経営展開をされています。

特に新規参入の場合、初年度より一定程度の農地面積を必要とすることが多く、地元農会や水利組合等の地元ルールへの理解等、地域との協調が必要です。

7. 農福連携

農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者等の農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを創出し社会参画を実現する取組であり、農業分野においては、担い手不足や高齢化が進む中、新たな働き手の確保に繋がる可能性に加えて、障がい者雇用を契機とした生産工程や作業体系の見直しによる生産性の向上に繋がる効果も期待されています。

丹波市においても障害者就労継続支援事業所等による除草作業受託等の取組も見られつつあります。

しかし、農福連携の認知度がまだ低いことから、取組が少ない状況であるため、今後、農福連携の浸透を図っていく必要があります。



《目指す姿》

1. 認定農業者

規模拡大志向農家には、個々の経営発展目標に合わせ積極的に農業経営改善計画の作成を推進します。

認定農業者には、その経営改善計画の達成に向け、関係機関と連携しながら支援することで、高度な知識と技術を持つ優れた経営体へと誘導します。また、農業経営改善計画の達成に向けた経営規模拡大等に対して必要な機械等導入の支援を行います。併せて、後継者の育成と法人化に向けた取組を支援することで、認定農業者の経営基盤の強化及び持続的な農業経営を推進します。

また、認定新規就農者をはじめとした意欲ある農業者に対して規模拡大や所得向上に向け、経営基盤の確立から経営規模拡大等の経営の発展に向けた取組を関係機関と連携しながら一体的に支援することで、新たな認定農業者の確保・育成を行います。

なお、認定農業者の情報交換と自己研鑽の場を確保するため「丹波市認定農業者会」の活動にも支援を行います。

2. 集落営農組織

「人・農地プラン」の作成推進に併せ、担い手の少ない地域を重点的に、組織立ち上げの中核となるリーダーの育成や農作業受託型、機械共同利用型等、地域事情に即した形態での集落営農組織の組織化を推進します。また、地域内の営農グループや機械共同利用グループに対して、地域農業の担い手として集落営農組織への発展へ誘導を行います。

既存の集落営農組織に対しては、経営管理に関する研修会等を通して継続性のある営農組織の育成を図ります。また、集落営農組織の法人化を支援することで後継者の確保育成や、農地集積を進め経営規模拡大や生産性の向上等の経営基盤の強化を図ります。併せて、「丹波市集落営農組織連絡会」の活動を支援し、営農組織相互の情報交換と自己研鑽を活発なものとしします。

3. 新規就農者

新規就農希望者に対しては、Iターン者・Uターン者だけでなく、農家の後継者が新たな作目、部門や異なる経営形態に取り組むことも新規就農と捉え、農業や就農に関する情報発信を拡充・強化するとともに丹波地域就農支援センターを核としての就農相談のほか、円滑に就農できるよう支援体制を充実していきます。就農後については、早期に経営安定できるよう関係機関が連携して継続的に支援を行います。

また、認定新規就農者の知識、技術等スキルアップのための育成・支援に向け、定期的な巡回指導や経営状況に沿った支援策の活用等を関係機関と連携しながら支援するとともに、認定新規就農者へのサポートとして先輩農家による農業経営や地域生活に関する助言や相談ができる環境を整えることにより認定新規就農者の育成・定着を図り、将来的に認定農業者となるよう支援を行います。



4. 農（みのり）の学校

受講生が農業を安心して学べる環境を整えるとともに、学校と連携しながら、修了生が担い手として地域に定着できるように支援を行います。

また、農（みのり）の学校を含めた丹波市農業の活性化や発展、担い手確保や育成を行える包括的な仕組みづくりに取り組みます。

5. 女性農業者

女性農業者組織「丹波 根っこの会」の活動を支援し、会員同士のつながりの強化や資質向上を図ることにより、農業を楽しみながらも農業経営の中で自立した女性を育むことを目指します。

また、農業者の憧れや目標となる人材や地域農業の発展につながるような人材を育成することにより、新規就農者の増加につなげます。

6. 他業種からの参入企業

新たな参入を目指す企業と新たな担い手の参入を望む地域や担い手の少ない地域とのマッチングを行い、企業が円滑に地域に溶け込めるよう支援します。また、参入企業の規模拡大等に伴う新たな雇用の創出を支援します。

7. 農福連携

農福連携を浸透させるため、福祉部局等の関係機関と連携し先進事例や支援策等について、情報発信を行い農福連携の機運の醸成を図ります。

今後も、認定農業者、集落営農組織の育成・支援を行うことで、経営の集約を加速化し、丹波市農業の経営基盤の強化を図ります。

併せて、新規就農者、女性農業者、他業種からの参入企業、農福連携等、多様な担い手の育成・支援を行うことで、新たな担い手確保に努めます。

《実現に向けての取り組み》

農業者	生産性の効率化のための経営集約への理解、協力 生産技術と経営力の向上に向けた研鑽
地域・農会	集落営農の組織化の推進 農地中間管理機構等の補助制度の積極的活用
行政・JA等	各種経営体との相談、支援体制の充実 担い手育成及び確保のための農業の包括的窓口設置に向けた検討 生産技術、経営力向上に向けた研修会の開催 法人の地域参入に伴う地域との調整 多様な担い手に向けた情報発信



事例

地域の好循環を目指すIターンによる新規就農者の取り組み

横山 湧亮（山南地域）

大阪府出身の横山さんは、大学院在籍時に経験した東北へのボランティアや徳島への農業インターンを通して大好きな自然の中で暮らしたいと考え、23歳で丹波市に移住し新規就農の道を選びました。移住後は、農業大学校で1年間の研修を経て平成28年9月に就農し、現在は就農から5年が経過されています。

有機の露地野菜・施設野菜を中心にナスやピーマン等の多品目の野菜類をはじめ、水稻栽培にも取り組まれており、就農時は32aの経営面積であったところを現在は約2倍の70aまで規模拡大をされています。今後は、「食べて元気になる“心に響く野菜”を作りたい」という思いから、先進地への視察等を通じて常に情報を集めるほかに、自家発酵肥料の施用による栽培のトライアンドエラーを繰り返すことにより技術を確立し、土地の力を活かした無農薬栽培を目指されています。

移住のきっかけになった笛路村の農村風景については、「今のままの景観が続くと、10年後20年後にはもっと価値のあるものになる」と感じておられます。そこで、農村を守っていくためには地域の協力が必要だと考え、就農から5年間は地域からの信頼と実績づくりに取り組まれました。集落の中の住民として、地域内の困りごとにはいつでも相談・対応できるよう心掛けているとのこと。また、横山さんと同じ作り方で作られた野菜は地域内の農家さんから買い取り、販売をして、地域に還元する仕組みをつくることで地域として潤っていくモデルをつくろうとされています。

今後は、地域でつくった農産物を都市部の加工業者に委託し、地域を巻き込んだ6次産業化を行うことで、地域農業の活性化を目指すとともに、就農時の経験を活かして新規就農をしたい人たちの受け皿になっていきたい、と言われていました。

《 野菜の栽培をする横山さん 》



《 ほ場の様子 》





事例

農(みのり)の学校による新たな担い手の育成

丹波市立農の学校

丹波市では、新規就農を目指す方を対象に、市内で農業栽培技術（有機農業・特産物等）、農業経営及び農村文化を学び、実践できる研修施設である「丹波市立農の学校」を平成31年4月に開設しました。民間の持つノウハウを活用し、地域との強いつながりのある運営のもと、多くの卒業生が将来の丹波市の農業・農村の担い手となり、定住する仕組みの構築を目指しています。

学校には毎年全国から受講生が集まり、有機農業を柱に農業の原理原則を学んでいます。自身の思い描く「農」への関わりを実現するため、日々ほ場での実習による技術の習得や農業を「職業・仕事」とすべく農業経営をはじめとする座学講義により知識を吸収しています。また、地域特有の農業や産業に触れるため、地元農家のもとでの研修や視察研修を実施しています。

学校では、在学中の担い手育成のみに留まるのではなく、卒業してからもいつでも立ち寄れる場所にしたいと考えており、卒業生と現役生の交流会の開催や講義を卒業生に公開したりと、先輩後輩で交流する機会を積極的に作っています。特に丹波市で就農した卒業生は、質問や相談に来てくれたり地域の情報を提供してくれたりと積極的に関わりを持とうとしてくれています。また、卒業生のほ場や雇用就農先を訪ね、受講生にとって一番近い就農者の姿を見せることでお互いの刺激になるような取組も意識的に実施しています。

卒業生が地域に入り、農業に関わっていくことで少しずつですが地域にも良い変化が見られています。卒業生の多くは環境にやさしい農業を実践しており、さらに有機農業の取組が地域に広がってきています。また、卒業生を雇用すべく通年雇用や法人化を検討される農業者もおられ、農業経営に対する意識にも変化が見られています。

卒業生は様々なかたちで「農」に関わり、その半数以上が丹波市で就農しています。これからも学校が地域に根付き、卒業生が地域と協働できる担い手となるように人材の育成を行います。また、地域ともつながりを持ちながら良い影響を与えられるような取組を続けていきます。

《 座学講義・実習の様子 》





①スマート農業の普及・定着の推進

《現状と課題》

丹波市では、農業者の高齢化と人手不足から地域農業を支える「担い手」が抱えるほ場面積が増えており、限られた担い手で農地を耕作し、生産性の向上を図るためには、農作業における省力化と効率化が重要な課題となっています。

国や県では、農地の整備や担い手への農地集積・集約化を進めているほか、近年では、ICT、リモートセンシング技術、自動化技術など先端技術を活用した農業分野のスマート化が進められており、このような先端技術を活用したスマート農業導入による作業の省力化と生産性の向上が期待されています。

丹波市においても、GPS 付田植え機、ドローン、環境制御システムを導入し、省力化や生産量の安定化を図っている一部の農業者もおられますが、高齢化や担い手不足を背景に持続可能な農業経営を展開するためには、今後さらにスマート農業を推進していく必要があります。

《目指す姿》

現在、スマート農業の取組は一部の農作業に限られていますが、先端技術の進展とともに導入分野の拡大やコストの低減などが期待されています。

今後は、農業者のスマート農業への理解を促進しつつ、農業者が積極的にスマート農業技術を導入できるよう支援を行い、スマート農業の普及と定着を図ります。

また、複数集落や大規模な経営体がスマート農業機械をより広域で利用できるよう、機械の共同利用の推進を行うことにより農作業の省力化と生産性の向上や高品質化を目指します。



ドローンを活用した小豆の防除

《実現に向けての取り組み》

農業者	スマート農業の活用に必要な知識の習得
地域・農会	スマート農業の取組に対する理解
行政・JA 等	スマート農業の普及に向けた情報発信 スマート農業機械導入時の負担軽減のための支援



②担い手への経営の集約化

《現状と課題》

丹波市内の農業経営の大部分は、依然として小規模な兼業農家が担っており、自己完結な経営のため個々で田植機、コンバイン等の必要機械を揃えなければなりません。

そのため、利益に対する生産コストの内、農業用機械の減価償却費の占める割合が非常に大きく、各農業者の経営を圧迫している状況が続いています。

特に小規模な農業経営者は、所有する農業用機械の買い替え等による更新時期が、経営の縮小、廃業の契機となっています。

また5年ごとに実施される農林業センサスの実績値で示されているとおり、農業経営体数は減少の一途をたどっています。

そこで、経営規模拡大志向の土地利用型農家や集落営農組織を育成・支援し、全市域において、担い手農業者への経営集約や作業受委託体系を確立することで、地域農業の継続を図るとともに、地域住民全員で農村環境の保全を行う理解と体制を確立する必要があります。

さらに、経営の集約化に向けては、用水や排水、区画形質等の条件が農地により異なることが課題となっています。担い手農業者へ経営を集約し効率的かつ持続可能な農業経営を実現するためには、地域の実情に即したきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を行う必要があります。

【集落営農組織の地域別、内容別の一覧表】

地域	I 経営管理型	II 作業受託型	III 農地農作業調整
柏原地域	下小倉	北山・田路・南多田・上小倉	
氷上地域	稲畑・下新庄・北御油	犬岡・谷村・氷上（氷上6）・南御油	福田・清住・中野
青垣地域		森・沢野・口塩久・小倉・杉谷・大名草・市原・稲土（明号）・小和田・東芦田・矢の内	桧倉
春日地域	多利南・奥野村	古河・池尾・七日市・野上野（中央）・栢野・野瀬・国領（貝市）・東中（野中、河原）・長見	柚津
山南地域	谷川11区	畑内・西谷・岩屋・奥・井原・村森山崎	
市島地域	尾端	十市・矢代・南・前地後地・東勅使・酒梨・今中・牧南・大杉	大森・乙河内

（令和3年3月31日現在）



【地区別・営農類型別認定農業者数】

[単位：経営体]

営農類型	土地利用型	園芸	畜産	計
柏原地域	3	1	5	9
氷上地域	21	4	5	30
青垣地域	7	0	4	11
春日地域	9	1	4	14
山南地域	3	11	0	14
市島地域	12	2	5	19
丹波市（計）	55	19	23	97

（令和3年3月31日現在）

《目指す姿》

「人・農地プラン」の作成推進に併せ、経営規模拡大志向の土地利用型農家や集落営農組織の育成・支援を行い、全市域において担い手農業者への経営集約と作業受委託体系の確立を目指します。

担い手農業者への経営集約により地域農業の継続を図る一方で、地域住民全員で農村環境の保全を行うことへの理解と体制を確立する必要があります。

加えて、農地の大区画化や用排水路のパイプライン化等を行うことによりスマート農業導入の条件整備を進め、生産コストの低減や水管理の省力化を図り、担い手農業者が農業を継続できる環境を整えます。

また、担い手不在の集落においては、地域農地管理事業等を活用し、農地中間管理機構を通じて農地集積を進め、新たな担い手による農地の有効活用を支援します。

《実現に向けての取り組み》

農業者	農業用機械の集約、共同化 農地の貸し付け
地域・農会	農業用機械の共同化の推進 作業受託組織、営農組織の立ち上げ 営農計画作成による作付け時期等の地域内調整
行政・JA等	機械利用組合や集落営農組織設立の支援 集落営農組織、営農組合法人、担い手への経営支援



事 例

農家を支える受け皿組織

株式会社アグリサポートたんば

近年、農業者の高齢化・後継者不足は益々拍車がかかり、遊休農地の増加等、農業基盤の弱体化が加速化しています。また、高価な農業用機械に係る減価償却費用が生産コストを圧迫しているため、農業用機械更新の断念につながり、農業者の高齢化に相まって農業経営の縮小や廃業につながっています。

こうした課題をふまえ、丹波市内で管理が難しくなった農地を集積するとともに農作業の受託を行うため、(株)アグリサポートたんばが平成22年に設立されました。設立以来、地域農業者からの依頼を受け、経営面積は17.1ha、水稻、丹波大納言小豆の主要作業や施肥等の受託面積は189.5haと年々増加しています。

農作業受託については、水稻等の一元管理から草刈り、小豆播種、中耕作業、WCS用稲収穫等、地域や担い手の経営形態に応じて幅広く受託し、農作業委託者の負担軽減に努められています。また、作業受託や農地の管理については、地域の担い手の経営に影響が出ないように地域や農業者との話し合いを密にしながら十分に調整を行い、地域農業の受け皿として積極的に地域農業の維持に貢献されています。

また、新規就農希望者等を受け入れ就農するための研修を十分に行うことにより、次世代を担う新たな担い手の経営基盤の安定化も目指されています。令和2年度より土地利用型作物で2名、イチゴ栽培で1名の新規就農希望者を雇用され、経営能力を高め丹波地域で定着就農出来るよう支援されています。令和3年12月からは地域の福祉作業所と連携し、障がい者を雇用する「農福連携」の取組も開始しておられます。

全市域を対象とした(株)アグリサポートたんばは、今後も地域農業の過剰投資の抑制、省力化、農家所得の向上に寄与することで、地域農業を維持・発展させる組織としての活動が期待されています。

《 小豆の畝立て、播種の同時作業 》



《 雇用者の研修状況 》





③環境創造型農業の推進

《現状と課題》

環境問題を代表とする様々な社会問題に取り組むことを目標とした「持続可能な開発目標（SDGs）」に加え、化学肥料・化学農薬の低減や有機農業の取組面積の拡大などを目指した「みどりの食料システム戦略」が策定されたことを契機として、国民の関心が、食品に対する安全性だけでなく、環境問題についても高まってきています。

丹波市では、先進的に有機農業に取り組んできた「市島有機農業研究会」の呼びかけで、「丹波市有機農業研究会」が発足し、更に同研究会を核として平成 20 年 8 月に「丹波市有機の里づくり推進協議会」が設立されました。

「丹波市有機の里づくり推進協議会」は、生産技術の向上と生産量、品質を確保した安定供給の体制を整えるため、土壌分析講習会や先進地への栽培技術等の調査を行い、有機農業者の育成を図っています。また、販路開拓のためPRイベントに参加し、有機農産物の普及啓発活動を実施しています。

JA丹波ひかみにおいては、化学肥料、化学農薬を慣行栽培の1/2以下に抑える特別栽培米「夢たんば」をオリジナルブランドとして生産拡大を目指しています。

今後、さらに有機栽培・特別栽培農産物の需要が全国的に見込まれる中で、丹波市の環境創造型農業の認知度を広げ、新たな需要の取り込みと生産者の育成を図ることが課題となっています。



特別栽培米「夢たんば」

【令和 2 年度環境創造型農業の取組実績】

環境創造型農業		
農業者数 92 人	うち有機 JAS 認証取得者数	29 人
環境創造型農業		
実施面積 655.3ha	うち有機 JAS 認証ほ場面積	57.3ha

【作付け状況】

環境創造型農業			
実施面積	水稻	豆類	野菜等
655.3ha	530.2ha	34.9ha	90.2ha



《目指す姿》

環境創造型農業の推進については、「丹波市有機の里づくり推進協議会」が中心となり、新たな農業技術の習得など産地全体での生産技術の向上や農（みのり）の学校による新たな担い手の確保など、生産者、JA、市の連携を強化し取り組みます。

また、市島有機センターや地域の畜産農家で生産される堆肥の積極的な活用をPRし、今後も市島有機センターで生産される「市島ユーキ」の市内全域での広域散布を進めるとともに、土づくりを基本に環境へ配慮した環境創造型農業の普及・啓発を行います。

丹波市の環境創造型農業の取組が消費者に認知されるために、有機 JAS 認証や GAP 認証、県の認証食品制度の取得などを推進し、消費者が丹波市産農産物を選択できる状況を創り出し消費意欲の向上を目指していきます。近年、有機農産物などの市場規模は年々拡大しており、新たな需要を取り込めるように化学肥料や化学農薬の使用量の低減を進めるとともに、令和5年3月の「オーガニックビレッジ宣言」を契機に「生産」「流通・加工」「消費」の持続可能な食料システムの構築に向けて、農業者だけでなく市内外の多くの消費者などを巻き込んだ体制づくりに取り組んでいきます。



栽培技術力向上のための講習会



緑肥（ヘアリーベッチ）の刈取作業

《実現に向けての取り組み》

市民・農業者	食品購入時における安全性に対する意識の向上 有機農業、環境創造型農業の生産技術の向上と取組面積の拡大 土づくりを基本とした堆肥の有効活用
地域・農会	地域、エリアでの有機農業、環境創造型農業の取組 土づくりを基本とした堆肥の有効活用の推進
行政等	良質な堆肥の生産推進 土づくりを基本とした堆肥の有効活用の推進 環境保全型農業直接支払交付金事業等の推進 有機農業、環境創造型農業の技術普及と取組に対する支援 有機 JAS 認証、GAP 認証、兵庫県認証食品等の取得の推進



事例

認定農業者の環境創造型農業への取り組み

株式会社丹波たかみ農場（市島地域）

株式会社丹波たかみ農場（高見康彦代表）では、市島町美和地区を中心に、水稻、人参、小豆、黒大豆等の栽培に取り組まれています。平成 30 年に法人化し、従業員を雇用することにより更なる規模拡大を進められています。

株式会社丹波たかみ農場では、無化学肥料、無化学農薬での栽培を行われており、有機 JAS 認証、GAP 認証を取得され、環境や安全面に配慮した環境創造型農業を実践されています。作物の成長に最適な土づくりを行うため、ほ場ごとに土壌分析を行われています。分析結果に基づき、多いものは与えない、少ないものは与えることでバランスのとれた土壌をつくり、作物本来の力を引き出し、病害虫に強い農作物を作られています。こうした土づくりの結果、味が良く栄養価の高い農産物が生産でき、消費者や取引先から高い評価を得られています。

また、地域ぐるみでの環境創造型農業の取組として、丹波市で活動する有機農業に取り組む農家と連携し、「丹波ひかみ有機米研究会（有機米）」、「畑家族（黒枝豆、黒大豆）」、「丹波人参クラブ（にんじんジュース）」など、作物ごとに農業者グループを作り、販売と栽培技術の向上、有機農業の普及に力を注がれています。

平成 31 年からは、「丹波市立農の学校」のマスター農家に就任され、特産物の栽培実習や講義を通じて、新規就農者、若手就農者の育成に尽力されており、農作業の効率化や低コスト化について学ぶ場を提供されています。こうした人材育成を通じて将来に豊かな環境を引き継ぎ、地域で環境創造型農業を広めていけるよう、日々取り組んでおられます。

＜ JAS 有機 100% の人参ジュース ＞



生産した人参を委託加工し、県内のスーパー直売所などで販売されています。

＜ 肥料散布機による作業 ＞



有機質堆肥を用いた土づくりに取り組まれています。



④ハウス栽培の推進

《現状と課題》

丹波市内では、氷上町本郷地区のほか、市内各地において、トマトやいちご、ベビーリーフを中心にハウス栽培が行われております。令和3年3月時点では、軟弱野菜等のハウス栽培の取組も5年前に比べ約2倍の面積15.4haとなっています。地産地消の動きから地元産野菜の消費者ニーズが増え、直売所出荷向けの少量多品目栽培に活性化が見られるようになりました。



ハウスによるトマト栽培

軟弱野菜等の生産を推進するにあたり、安定した生産量と農家所得を確保していくため、周年で収穫する栽培環境を整備する必要から、更なるハウス栽培への取組が必要です。しかしながら、ハウス設置には相当の初期投資が必要であり、ハウス栽培の取組面積の拡大への課題となっています。

《目指す姿》

ハウス設置の初期投資の負担を軽減する支援策を積極的に講じ、トマトやいちご、ベビーリーフなどの生産拡大を図るとともに、丹波市産の軟弱野菜や果樹を、年間を通して市内外に流通させていくことで、消費者のニーズに応えていきます。また、兵庫県やJA丹波ひかみによるハウス栽培の研修を実施することにより、栽培技術の向上を図り、安定した生産量を確保するため、環境制御技術を備えた施設の導入を進めるとともに、京阪神への配送販売、契約販売など多様な出荷体制を推進し、農家所得の向上を目指します。



ハウスによる多品目栽培

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	丹波市産であることを意識した農産物の購入 各営農体系の中でのハウス栽培の取組
地域・農会	土地利用におけるハウス設置に適した農地の選定、調整
行政・JA等	ハウス設置時の負担軽減のための支援 ハウス栽培の生産技術、経営力向上に向けた講習会実施等の支援



⑤直売所等の地産地消活動への支援

《現状と課題》

現在、丹波市内には、年間売り上げが数十万円から1億円を超える様々な規模の農産物直売所が11箇所あります。

その活動は年々活性化してきており、令和2年度の総売り上げは、約5億1千万円となっており、平日は、各直売所の近隣市民、休日は市外からの来客者が多く見られます。



直売所に並ぶ新鮮野菜

また、道の駅丹波おばあちゃんの里は、令和4年春にリニューアルオープンします。農産物等を販売する特産館も丹波市全域の農産物・特産品をPRし販売するため、売り場面積を拡張しています。

直売所の最大の魅力は、新鮮で生産者の顔の見える安全・安心な農産物や加工品ですが、今後更に直売所の活動を活性化してくためには、丹波市農産物の魅力の発信と購買者のニーズに応え、年間を通じて地域的に特徴のある高品質な農産物を提供する必要があります。

市内農家の大部分を占める小規模農家においても、自家用や楽しむ農業として、少量多品目での野菜栽培が行われています。また、多くの農業者が、JA丹波ひかみの3a部会など直売所の活動に参画していくことで消費者から求められる地域性の高い豊富な品揃えが充実していくものと考えられます。

直売所活動の活性化を支援することで、小規模農家の生産意欲の向上と農産物の地産地消を進めていく必要があります。

【市内農産物直売所規模別一覧表】

[単位：施設]

区分	項目	直売所数	週間開店日数別内訳			
			1日	2～3日	4～5日	6日以上
年間販売額別	500万円未満	3		1		2
	500～1,000万円未満	2		1		1
	1,000～5,000万円未満	2				2
	5,000～1億円未満	2				2
	1億円～5億円未満	2				2
	合計	11	0	2	0	9

※令和2年度の市内直売所の年間販売額：約5億1千万円（丹波農林振興事務所調査資料より）



また、学校給食への市内産食材使用割合は、米が 100%、野菜については、市内 3 箇所の給食センターごとに組織された生産者組織から提供されており、令和 2 年度実績で 19.7%となっています。

今後、更に市内産農産物の使用割合を高めていくため、生産者組織を育成・支援し、市内産農産物を通年で安定的に供給できる体制を整えていく必要があります。

《目指す姿》

今後、更に直売所の活動を活性化していくため、生産者の更なる栽培技術の向上と生産者組織内の連携により作目や施設導入による栽培時期の調整を行うことで、高品質な農産物を時期的に過不足なく提供する体制を整えます。

併せて、小規模農家の参画を促すとともに、生産者の栽培技術の向上を図ることで、小規模農家の生産意欲の向上と地産地消活動を進めていきます。

生産者は、購買者の声を聞くことで生産意欲を高め、購買者は新鮮で安全・安心な地元農産物を購入することで地域内自給率の向上を図ります。

また、直売所が来丹者にとって気軽に立ち寄れる丹波市の交流窓口となるよう、直売所の活性化を進めます。

そのため、ECサイトの新規開設や魅力の向上など、新たな流通経路の開拓と販売促進に係る活動の支援を行います。

学校給食への市内産農産物の提供率を増加させていくため、市内 3 箇所の給食センターごとに組織された生産者組織の育成・支援を行います。併せて、生産者組織と給食関係者等の連携のもと、生産流通システムを構築し、市内産農産物を通年で安定的に供給できるよう努めます。

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	丹波市産であることを意識した農産物の購入 安心・安全で高品質な農産物生産のための栽培技術の向上
地域・農会	既存直売所への参加呼びかけ、活動支援 新たな直売所開設に向けた生産者組織の立ち上げ 学校給食への食材提供率向上に向けた生産流通システムの構築
行政・JA 等	生産者組織の活動への支援 新たな直売所開設に向けた活動への支援 学校給食への食材提供率向上に向けた生産流通システムの構築



⑥ 6次産業化による高付加価値化と農商工の連携

《現状と課題》

農業者や農業者団体の所得向上と雇用確保のため、農業生産を行うだけでなく加工・販売が一体化した、新たな産業構造を農村社会に創出する必要があります。

令和元年5月に開所した、丹波市産業振興支援拠点「Biz ステーションたんば」において、中小企業診断士による経営課題の解決に向けたアドバイス等の支援を行っており、主に商品開発について農業者からの相談対応を行っています。また、農産物生産に加え農家レストランや加工品開発を行い、農産物に付加価値を加え販売することで所得向上を目指す新規就農者が増えています。

しかしながら、市内農業者の多くは、1次産業（原料生産）に取り組み、一部の農家では2次産業（食品加工）に取り掛かっているものの、3次産業（販売流通）までを通して事業展開する農業者は、非常に少ない状況です。農業者が農業経営を6次産業化するには、製造施設の確保、雇用や販路開拓など事業規模の拡大化を行う必要があります。

6次産業化の推進を図るためには、拠点整備等の支援を行うとともに、販路開拓や商品開発をはじめとした、農産物の付加価値向上に向けたアドバイス等の支援を行う必要があります。

《目指す姿》

県やBiz ステーションたんば等の関係機関との連携を図り、農産加工品の開発や事業拡大に向けた相談対応を行います。

また、市単独事業だけでなく国庫事業等を活用し、農産物加工に必要な施設等の整備に対して支援を行います。



丹波大納言小豆を加工した赤飯パックの開発

《実現に向けての取り組み》

農業者・地域・ 農会	加工向けの農産物の生産拡大 規格外品等の加工に向けた取組
行政・JA 等	販路開拓や商品開発に向けた支援 加工施設設置のための支援



事 例

丹波市ブランドを活かした商品開発

なかで農場合同会社（春日地域）

なかで農場合同会社は、水稻・丹波大納言小豆・山の芋等、丹波市の特産物を中心に生産されているほか、丹波大納言小豆を主軸に丹波市特産物を活用した新商品の企画・開発もされています。

なかで農場では、丹波大納言小豆の栽培を平成 24 年から開始し、現在 5 ha ほど作付されており、さらに、令和 2 年から丹波大納言小豆の赤飯「赤鬼飯」の販売を始められました。「地域のものを使わせてもらっている」という気持ちで、加工に使う小豆は自社産だけでなく地域の農業者からも仕入れて使用されています。また、「赤鬼飯」の名前は、地元の武将である赤井直正の異名「丹波の赤鬼」にちなんでおり、ネーミングやパッケージデザインは地元の高校生と一緒に考えられ、地域と一体となり商品を開発されました。赤鬼飯は直売所やネット通販などで販売され、令和 3 年には丹波・阪神北と大阪東部エリアの郵便局の窓口商品に採用されています。

そのほかにも、塩も砂糖も入らないシンプルな「ゆであずき」、原材料や加工までのすべてを丹波市産にこだわった「丹波大納言ミルクジャム」など丹波大納言小豆を主軸とした商品や、山の芋をパウダー状にし、ふりかけにすることで手軽に食べられることを狙った商品「丹波山の芋あられふりかけ」など丹波市産特産物を活用した加工品を次々に開発・販売されています。

なかで農場の経営者である中出靖大さんは、加工品にすることでより身近に丹波市の特産物を全国の人に知ってもらうことを狙い、開発に取り組み始められたそうです。いちばん原材料に近い農家として、素材を厳選し加工品として全国の方にお届けすることで、丹波市特産物のよさを広め、地域全体を盛り上げていきたいと考えられています。また、加工に使う原材料を丹波市産にこだわることで地域の農家の経営安定につなげていきたいと言われていました。

《「赤鬼飯」開発中の様子》



《丹波大納言ミルクジャム》





⑦丹波市ブランドの確立と新たな市場の開拓

《現状と課題》

丹波市をイメージする代表的な農産物として丹波大納言小豆、丹波栗、丹波黒大豆、有機農産物などがあり、これらの農産物は、「丹波市ブランド」として、全国に認知され、魅力ある地域資源となっています。

一方、地域特産品以外の丹波市産農畜産物についても、「丹波市産」であることが一つのブランドとなり、着実に販売効果が高まっています。

そのような中、農・観・商工連携により丹波市の農産物等の PR 等を行う「丹（まごころ）の里活性化推進協議会」を立ち上げ、農業の活性化を図るとともに、情報発信等による来丹促進などに取り組み、新たな方策の構築と実現を図ってきました。また、「丹波大納言小豆ブランド戦略会議」において、新たな需要の創出と、生産力向上に向けた各種事業を展開しています。

今後も丹波市ブランドの確立に向けて、ブランド農産物に対する消費者や実需者の支持を一層高めていくため、既存の事業に加え新たな取組を進めていく必要があります。

《目指す姿》

目指す「丹波市ブランド」とは、顧客の信頼感を得るために一定の品質を保ち、イノベーションを図っていくことです。

そのためには、ブランド農産物の収量及び品質の向上、機械導入等の省力化による安定生産・供給体制の維持に努めます。あわせて、生産者をはじめ、丹波市、JA 丹波ひかみ、丹波市商工会、丹波市観光協会、県関係機関、関係団体による「丹（まごころ）の里活性化推進協議会」が設定した丹波市産農産物を総称した新たなブランド名「丹（まごころ）のやさい」を活用し、プロモーション動画や SNS、ホームページなどデジタル技術を活用した情報発信を行うことで「丹波市ブランド」の更なるブランド力の強化を図ります。

また、関係機関と連携した支援体制のもと、「丹波市ブランド」を活かした新たな販路と流通の確保を目指します。

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	丹波市産ブランド品目の積極的な消費活動 「丹波市ブランド」としてふさわしい農畜産物生産のための意識技術の向上
地域・農会	丹波市産農畜産物のブランド化の推進
行政・JA 等	丹波市産農畜産物のブランド化への取組に対する支援 組織的なブランド戦略の構築と事業展開のための体制整備 多様な広告宣伝媒体を活用した「丹波市ブランド」の情報の発信



①優良農地の保全と有効活用

《現状と課題》

過疎化や高齢化などの社会的課題や、主要作物である米価の下落等により農業従事者の生産意欲が低下し、農業経営者の離農が進行しています。そのため、市内のあらゆる地域において、遊休農地が増加する傾向が見受けられます。この現象は、中山間地域の山間部だけにとどまらず、市街化地域近隣の農地においても生じています。

しかしながら、市内の多くの地域は、ほ場整備事業により整備された優良農地であり、その保全と有効的な活用が大きな課題となっています。また、ほ場整備済みの農地であっても、早期の事業により整備された農地は、現在の大型機械を導入した農業を行うことが難しいほ場もあるため、再整備も含め検討する必要があります。

社会的課題等により、農村社会全体で農業経営の困難な地域が増加傾向にある中、集落や農会として有効的な農地利用の活用方法を検討する必要があります。

《目指す姿》

優良農地を有効に活用するためには、今後の地域農業のあり方を地域で話し合い、方向性を定める実質化された「人・農地プラン」の作成を促進することで、地域内の農地管理状況の“見える化”を図る必要があります。

経営規模の拡大による経営安定及び農地の集積・集約化による経営の効率化を図るため、農用地の流動化を促進し、認定農業者をはじめとする地域農業の意欲のある中心経営体等へ利用集積を促進します。

また、効率的かつ持続可能な農業経営の実現のため、農地の大区画化や用水路のパイプライン化とともにストックマネジメント(機能診断・劣化予測を経て適切な対策工法を策定する管理手法)を活用した農業水利施設等の長寿命化を図る再整備を推進します。

利用集積に不向きな農用地等については、有効利用の一つとして、体験農園や市民農園などへの活用の支援を図ります。

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	地域活動への農地の提供 楽農生活や「癒し」としての農業の取組 農地所有者の、ほ場再整備等に係る受益者負担の理解、協力
地域・農会	「人・農地プラン」の策定 農地の生産性等を勘案した農地利用のあり方の検討 ほ場再整備、農業水利施設の補修、更新の計画的な実践
行政・JA等	「人・農地プラン」の策定支援 市民農園、体験農場等の交流事業への取組に対する活動支援 ほ場再整備、農業水利施設の補修、更新の計画的な事業執行への支援



②遊休農地の早期発見

《現状と課題》

これまで丹波市農業の中心的担い手であった 50a から 3 ha までの規模の農家が、高齢化による労力不足等が要因となり、経営の廃業や規模の縮小が相次ぎ、その農地は土地利用型認定農業者等の大規模経営体へ集積されることもあります。土地所有者へ返還されることも多くなっています。

返還を受けた所有者は、これまで他の担い手に農業経営を委ねていたため農業機械等を所有されていないことや市外等遠方の所有者であるため自身で管理できない、自己所有地でありながら土地の状況を把握できない、遊休農地が周囲の環境に与える悪影響に対し無関心であること等により、遊休・荒廃化が大きく進行する要因となります。このため、ほ場整備田等の優良農地においても、遊休化する農地が目立ってきています。

丹波市農業委員会では、遊休農地や違反転用の解消を目的に農地パトロールを毎年 8 月に実施するほか、農地利用最適化推進委員を中心に、日頃から農地の状況把握に努めています。今後も地域が一体となって、遊休農地の増加抑制に効果的であるとされる早期発見に取り組む必要があります。

【遊休農地面積の推移】

[単位 : ha]

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
5.3	7.5	5.4	14.3	34.3

※丹波市農業委員会の遊休農地調査結果による

《目指す姿》

遊休農地を出来る限り早期に発見し、その対策を図るために、農業委員会による農地パトロールに併せて、各地区に配置された農地利用最適化推進委員と連携し、定期的な巡回と、地域の営農活動における作付け確認や「人・農地プラン」の作成過程においてのきめ細かな情報も集約するなど、地域が一体となって広範囲にわたる農地の状況を随時見守っていく体制を整えます。

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	農地を中心とする農村環境に対する意識の向上 遊休農地、耕作放棄地発見時における行政等への早期の通報
地域・農会	不在地主等の所有者情報の把握
行政・JA 等	農地パトロールの実施 農地利用最適化推進委員による巡回、情報収集体制の構築 関係機関との連携強化による情報共有



③所有者の意識改革と遊休農地の解消への支援

《現状と課題》

農業委員会の農地パトロールにおける遊休農地は、平成28年は5.3ha、平成29年は7.5ha、平成30年は5.4ha、令和元年は14.3ha、令和2年は34.3haと年々増加傾向にあります。平成26年における全国農業会議所の調査によると、遊休農地の発生原因は、全ての農業地域で「高齢化・労働力不足」が最も多く、次いで「土地持ち非農家の増加」が多くなっています。また「農作物価格の低迷」と「収益の上がる作物がない」を合わせると全体の2割となっています。一方、平成14年に行った調査においても、「高齢化・労働力不足」「価格の低迷」「農地の受け手がいない」が主な原因としてあげられており、遊休農地の発生原因に大きな変化は見られません。

特に、相続によりこれまで農業経営されていなかった方が農地を所有された場合等には、農地は個人の財産であるため、耕作を放棄することも個人の自由ではないかという考え方を持っている所有者もあり、遊休農地が周囲に与える影響について理解が得られないことが、遊休・荒廃化の防止、解消への大きな妨げとなっています。

また、長年放置され、荒廃化した農地を解消するためには、莫大な費用と労力を要し、更に、解消後の担い手確保など課題が多くあります。

《目指す姿》

新たな遊休農地を発生させないために、農地利用最適化推進委員の活動の中で、担い手への農地の集積や農地利用の効率化を図っていきます。

また、「人・農地プラン」の作成過程を通して、地域の中で、それぞれの農地の所有権、耕作権等の情報のほか、各権利者の営農意欲等を確認、把握することで、将来にわたって適正な農地管理が出来る体制を整えます。

併せて、地域外の所有者に対して、農地管理の重要性の理解と出来る限りの営農活動への参画と協力を求めます。

すでに遊休・荒廃化している農地についても、所有者に対し、解消に向けた対応を求めながら支援を行うとともに、農業委員会による利用意向調査を実施し、農地中間管理機構を活用しながら遊休農地の早期解消を図ります。また、解消が一時的なものとならないよう、耕作者や新たな担い手育成への支援も図ります。

《実現に向けての取り組み》

農業者	農地管理の重要性の理解、協力 担い手による解消活動の実施
地域・農会	「人・農地プラン」を活用した将来的な営農、管理計画の作成 多面的機能支払交付金等を活用した維持管理体制の充実
行政・JA等	農地利用最適化推進委員による農地利用の調整 解消と解消後の営農活動への支援



①地域が一体となった農村環境の保全

《現状と課題》

丹波市の農地は、昭和40年代後半から「ほ場整備事業」が実施され、現在では農用地区域の農地（田のみ）の約84%に当たる3,878haが整備され、優良農用地として活用されています。

地域住民による農業の営みの中で、日役等により草刈りや溝掃除などを行うことで農村の持つ機能と美しい景観が維持されてきました。

食料事情の変化等により中心的営農作物である米の価格が低迷し、農業者の大半を占める兼業農家の営農意識の低下を招くとともに、中核的な農業者の高齢化や農業の担い手の減少が進んできました。

中山間地域を中心に、畦畔、ほ場法面、農業水利施設周辺の「除草・草刈り」の負担が増大し、「荒廃農地」の拡大が懸念される状況となっています。

また、初期のほ場整備事業で整備された農業用施設の老朽化が進んできているため施設の更新が喫緊の課題となっています。しかし、不在地主だけでなく、市内在住の農地所有者においても、更新費用負担の課題等が施設更新意識の低下を招き、担い手農業者への負担の増大とともに農地の集積にも大きな障害となっています。

【多面的機能支払交付金事業取組状況】

活動内容	取組組織数	受益面積
農地維持・資源向上活動（共同）	102 組織 (221 集落)	4,412ha
資源向上活動（長寿命化）	94 組織 (209 集落)	4,206ha

（令和3年3月31日現在）

【中山間地域等直接支払交付金事業取組状況】

	平成22～26年度	平成27～令和元年度	令和2～6年度
協定集落数	11 経営体	12 経営体	12 経営体
受益面積	45.6ha	48.3ha	48.7ha

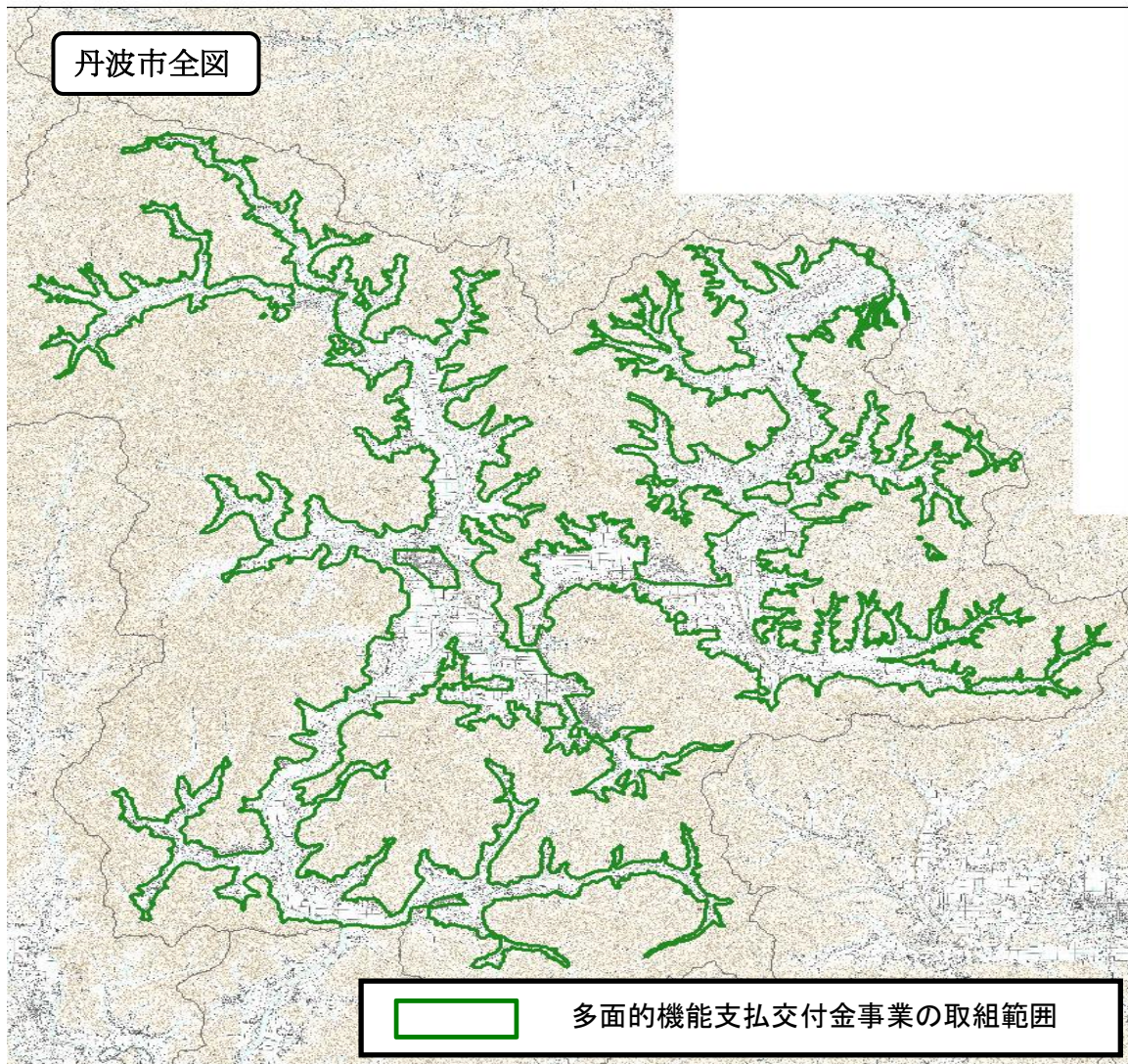
《目指す姿》

「農村の持つ多面的な機能」に対する認識を図る地域ぐるみの活動である「日本型直接支払制度（中山間直接支払・環境保全型農業・多面的機能支払）」を活用し、担い手農家だけでなく自給農家や非農家も含めた地域集落全体が担う共同活動の仕組みの構築を支援するとともに、都市住民が農作業等を体験することで、丹波市を訪れると身も心もリフレッシュする「丹波ファン」を増やす体験交流事業を促進し、NPO法人や大学との連携、企業などとの協働により農村環境の活性化を図ります。また、活動を集落単位からより広域な地域単位に広げることで、組織の強化を図るとともに、活動の継続化を推進します。

基幹的な農業水利施設の管理者に対して、適切な維持管理の啓発を継続的に行い、ストックマネジメント手法による機能保全計画に基づき既存施設の長寿命化を図るこ



とで、農村集落の持つ機能の維持と美しい景観の保全を推進します。



《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	「農村の持つ多面的機能」を認識する機会への積極的な参加 地域が実践する「共同活動（草刈り等）」への理解、協力 農地所有者の、農業用施設更新に係る受益者負担の理解、協力
地域・農会	「農村環境の保全」を実践する共同活動組織の構築 農業用施設の補修、更新の計画的な実践 都市住民が農作業体験できる交流事業等の計画的な展開
行政・JA 等	農業用施設の補修、更新の計画的な事業執行への支援 「日本型直接支払制度（中山間直接支払・環境保全型農業・多面的機能支払）」の効率的活用の支援 「農村環境の保全」のための先進的な技術と労力、経費が軽減できる工法の開発



事 例

多面的機能支払制度を利用した「農用地」の活用と交流事業の展開

南多田コスモスプロジェクト（柏原地域）

丹波市の中央部に位置する柏原町南多田地区では、自治会、農会（営農組合）、子供会、消防団など地域住民が一体となった「南多田コスモスプロジェクト」で、ほ場整備された優良農地約 25ha と農業用施設の保全活動に取り組まれています。

毎年、秋になると、保全管理田を活用してコスモスを植栽した景観形成に取り組み、丹波黒大豆枝豆の収穫体験と併せた「コスモス祭り」を開催されています。

さらに、観光業者と連携した PR 活動を積極的に展開し、都市部からの参加者を募り、丹波市の田園風景と旬の味覚を提供することで、交流による新たな体験型観光を目指されています。

このように、地域が一体となり、「農」を体感することを楽しみながら都市と農村、地域内世代間の交流を深めていく活動を展開することで、地域農業の担い手である営農組合の活動も活性化し、住みよい地域づくり活動へとつながっています。

《 コスモス祭りの様子 》





②農村の防災・減災対策の推進

《現状と課題》

西日本豪雨災害を契機とし、平成 31 年 4 月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されました。また、令和 2 年 6 月には防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が制定され、ため池が決壊した場合に人的被害を与える恐れのあるため池を防災重点農業用ため池として指定し、国は財政的支援により集中的かつ計画的に防災工事を推進する方針を打ち出しています。

丹波市には農業用ため池が 235 箇所（うち防災重点農業用ため池は 135 箇所）あり、降雨時における洪水調整も担っていますが、農業者の高齢化などにより管理の粗放化が懸念され、日常の点検等ため池の適切な管理による地域の安全・安心の確保が重要となっています。

平成 25 年度より実施している「ため池点検」では、堤体からの漏水や堤体の前法浸食といった、ため池の老朽化に起因する事例が多く見受けられるため、計画的に整備を進めるとともに、農業用として利用されなくなり管理が難しいため池の廃止を進めることで、防災力の強化を図る必要があります。

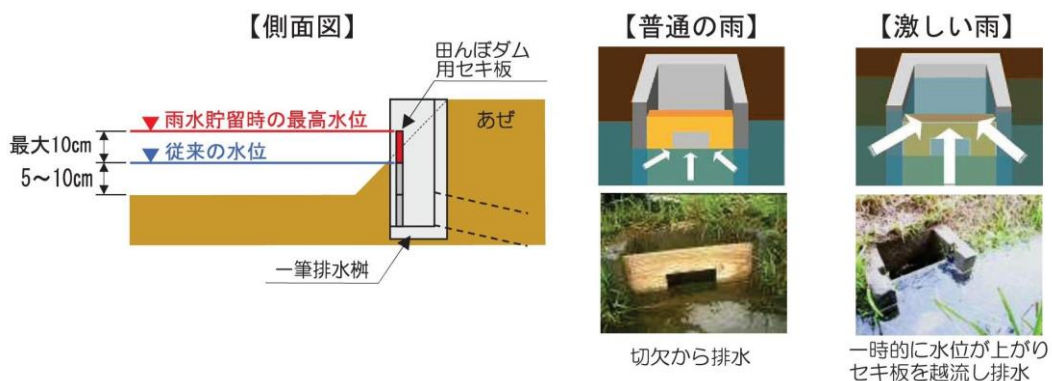
《目指す姿》

「ため池点検」の実施結果を踏まえ、老朽度や下流への影響度等を勘案し、防災上緊急性の高いものから順次、計画的にため池整備を進め防災・減災対策を推進します。

適正な維持・管理を継続していくことで、災害の恐れが無く農業用水源として十分な貯水能力を持つ、ため池本来のあるべき姿を目指します。

一方で、ため池等の有する多面的機能の発揮・促進のために、多面的機能支払制度の活動等を通じ、農業者や非農家住民に対し、ため池等の有する多面的機能への理解を深めます。また、ため池管理者に対しては、適正な管理に必要な知識や手法を習得する機会として講習会を開催するなど啓発を行い、管理者意識の向上を図ります。

併せて、かんがい期終了時から集中豪雨の発生頻度の高い 10 月末までの事前放流や大雨時に一時的に雨水を貯留する「田んぼダム」の啓発を継続的に取り組むなど、今後、策定予定の丹波市雨水管理総合計画と整合した総合治水対策を推進するとともに、ため池等のハザードマップを活用し有事の際の避難をより安全に行える災害に強い農村づくりを目指します。

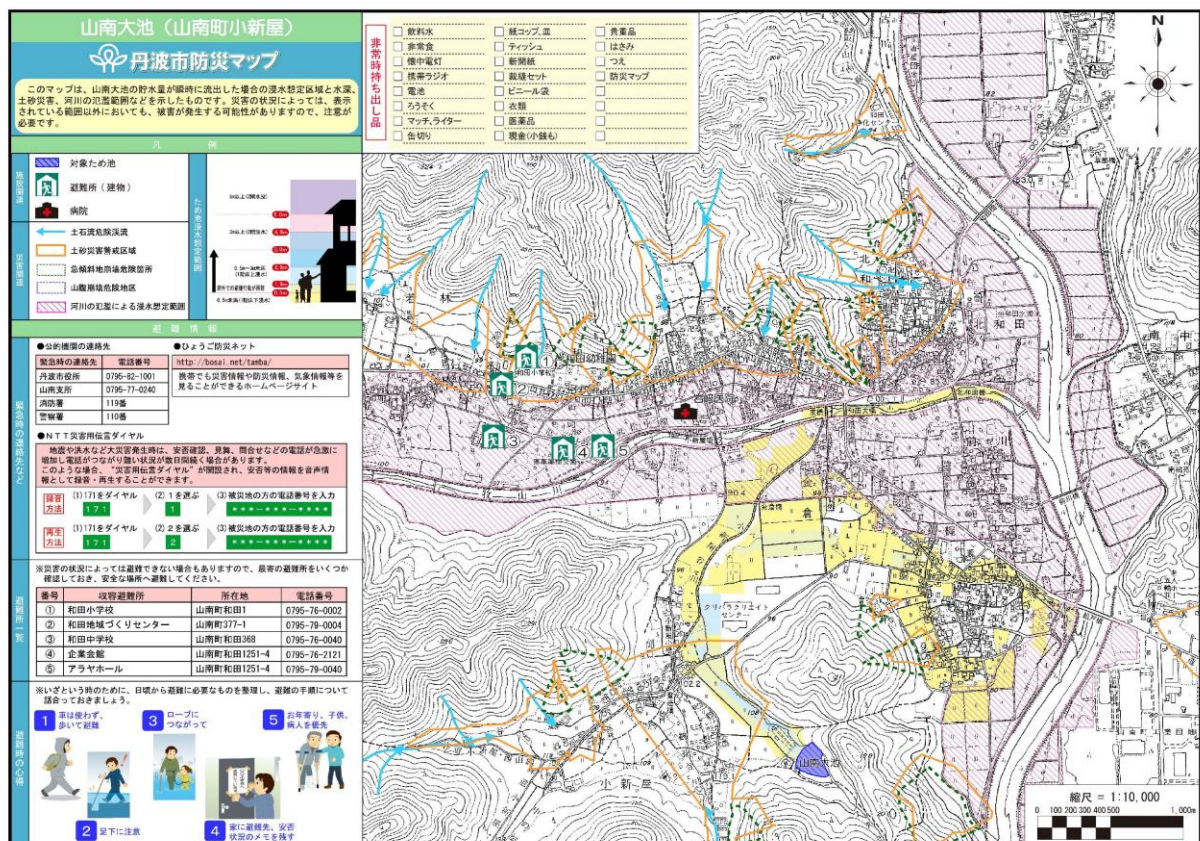




《実現に向けての取り組み》

農業者	農地が有する多面的機能に対する理解と、防災管理意識の向上 地域が実施する多面的機能保全のための活動への理解、協力
地域・農会	多面的機能支払制度活用による農村環境の保全活動の実施 ため池等農業用施設管理者の防災、管理意識の向上 ため池等の管理技術の継承、非かんがい期における「事前放流」の実施
行政・JA等	「ため池管理者講習会」の開催による管理者の防災意識の向上 多面的機能支払制度の活動を通じた、農道、水路等を含む地域の防災、 管理意識向上の啓発、定期的なため池点検の実施 ハザードマップの作成支援

ため池ハザードマップの一例





①有害鳥獣の個体数管理

《現状と課題》

有害鳥獣捕獲活動を行っている丹波市猟友会の会員数が、高齢化により減少傾向ではありますが、シカをはじめとする有害鳥獣の数は横ばいの傾向と見られます。

丹波市においては、被害が常態化している地域において、猟期以外の期間は、ほぼ通年で駆除を依頼し、山中での銃器による積極的な捕獲活動を行いながら、箱わなによるピンポイントの被害抑制を図ることで、相乗効果により一定の捕獲実績を上げており、個体数管理としての効果が見られます。

一方で、有害鳥獣被害の影響範囲が、集落内等民家付近まで及んできていることで、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の制限の中で効果的な駆除活動が出来ないケースも増えてきています。

【兵庫県鳥獣保護計画によるシカの捕獲目標頭数（県全域）】 [単位：頭]

年 度	平成 28～29 年度	平成 30～ 2 年度
捕獲目標頭数	45,000	46,000

【シカ捕獲頭数の推移（兵庫県）】

[単位：頭]

年 度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
捕獲頭数	45,569	43,682	37,676	37,234	40,937	46,186

【シカ捕獲頭数の推移（丹波市）】

[単位：頭]

年 度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
捕獲頭数	2,601	2,086	2,108	2,035	2,215	2,485

《目指す姿》

有害鳥獣の個体数の推定と捕獲頭数の目標設定を行いながら、銃器による広域的、計画的な捕獲活動の実施と併せ、箱わなの設置を促進することによって、シカの個体数管理と被害の抑制を図ります。

また、有害鳥獣が捕獲されたことを知らせる ICT 技術を活用した捕獲わなや、赤外線センサーによって、複数の有害鳥獣が捕獲可能な AI ゲートなどのスマート捕獲技術の導入を行い、労力の省力化を図ることで、捕獲効率の向上と有害鳥獣捕獲の強化に向けた取組を推進します。

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	駆除（狩猟）活動への理解、協力
地域・農会	駆除（狩猟）活動への協力、連携
行政・JA 等	有害鳥獣駆除活動と会員の技能向上に向けた取組への支援 駆除（狩猟）活動への理解とイメージ向上に向けた発信



②狩猟者の確保・育成

《現状と課題》

狩猟者(丹波市猟友会会員)の高齢化に伴い、高い狩猟技術を有する熟練した狩猟者の減少が続いている中で、駆除活動の担い手となる新たな狩猟者の増加を図るため、狩猟免許取得に向けた啓発、補助制度の充実等を行ってきたことにより、令和元年度までは、新たな狩猟免許取得者も徐々に増えてきていますが、十分な駆除活動をするためには、未だ人数が不足しています。

また、新たな狩猟免許取得者が捕獲技術を習得するまでには相当な期間と経験を要します。効果的な捕獲技術の向上を図るため、丹波市猟友会等関係機関と連携を図りながら支援を行っているところですが、効果的な捕獲活動が出来るまでに至らない例も見受けられています。

【狩猟者登録数の推移】

[単位：人]

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
わな猟	128	143	144	163	162
第 1 種銃猟	54	51	52	54	54
合 計	182	194	196	217	216

【新規狩猟免許取得者数】

[単位：人]

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
わな猟	17	24	18	25	6
第 1 種銃猟	7	12	4	3	2

《目指す姿》

シカをはじめとする有害鳥獣の数と影響範囲の増加に対応できる駆除活動実施のため、更なる狩猟免許取得者の増加に向けた啓発を行いながら、経験の浅い狩猟者が速やかに技術を習得し効果的な捕獲活動ができるよう、丹波市猟友会等関係機関と連携を深めながら支援を行います。

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	狩猟免許の取得 猟友会による有害鳥獣捕獲活動に対する協力
地域・農会	猟友会による有害鳥獣捕獲活動に対する協力、連携
行政・JA 等	狩猟免許取得に向けた支援による新たな狩猟免許取得者の確保 新規狩猟免許取得者への狩猟技術指導体制の充実



③ 獣害に強い集落づくり

《現状と課題》

シカ、イノシシ等の大型有害鳥獣による被害の軽減・防止を図るためには、山際に防護柵を設置することが最も効果的であると考えられるため、これまで被害の多い地域では、自治会（農会）単位での設置のほか、近隣自治会等の協力体制の中での広域的な防護柵の設置・更新がなされてきています。

現在、その被害の範囲が全市に及んでいるため、丹波市全域（周囲約 600 km）で計画的に防護柵を設置し、補修等適正な管理を行っていくことが喫緊の課題となっています。



山際に設置された防護柵

しかし、老朽化による更新や被害の増加に伴って、新たな防護柵の設置を計画するにあたり、自治会（農会）対象の各種補助制度を活用しても、高齢化等による離農や非農家との調整が出来ないために、その計画が進まない場所もあります。

また、自治会（農会）で防護柵を設置されても、隣接する自治会（農会）で防護柵が未設置であったり、道路や河川で防護柵が分断されるために、被害の防止効果が低いといったケースもあります。

設置後の防護柵の点検及び経年劣化による補修については、自治会（農会）役員による当番制や自治会員（農会会員）等による一斉点検により実施されていますが、高齢化による人手不足や傾斜地等管理が難しい場所に設置された防護柵は十分な管理が行き届かなくなってきました。

【地域ごとの山際の概算距離】

[単位：km]

地 域	柏原地域	氷上地域	青垣地域	春日地域	山南地域	市島地域	合 計
概算距離	48	110	98	114	110	120	600

アライグマ等の小動物についても、市内全域で生息数が増加してきており、果樹、いちご、スイートコーンなどの甘味食物や野菜類の被害が深刻化しています。

サルについては、丹波篠山市に生息する群れが春日地域まで移動範囲を広げており、野菜、果物への食害が発生しています。

これら小動物による被害防止は、小型の箱わなによる駆除や追い払いのほか、有害鳥獣を集落に寄せ付けないよう、果実や残飯を放置しないといった地域住民の理解と協力が必要です。

《目指す姿》

各種補助制度を活用しながら計画的な防護柵の設置を推進します。既設の防護柵は、



地域の協力体制の中で、定期的な点検や補修等による効果の持続を目指します。

また、農作物被害が著しい地域においては、県森林動物研究センターと連携し、人家や農地に隣接した森林の裾野を帯状に樹木を抜き伐りし、人と野生動物との棲み分け区域（バッファゾーン）を整備することで、野生動物の農地への出没を抑制し、農作物の被害を軽減していきながら人と野生動物との棲み分けを図ります。

また、有害鳥獣の生態等についての集落研修会等を積極的に開催し、地域住民の知識向上を図り、地域住民の自助及び地域が一体となって多様な有害鳥獣からの被害を防止する共助を推進し、公助として各種支援を行うことで、一体的な獣害に強い集落づくりを目指します。



有害鳥獣対策研修会の様子



バッファゾーン（イメージ写真）

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	有害鳥獣の生態等についての知識の向上 放置果実、残飯の放置の解消 防護柵設置、維持管理活動への協力 人と野生動物とのバッファゾーン整備の推進への理解、協力
地域・農会	計画的な防護柵の設置 防護柵の適正な維持管理体制づくり 有害鳥獣の生態等についての研修会の開催 人と野生動物とのバッファゾーン整備の推進への理解、協力
行政・JA等	防護柵設置、更新のための支援 有害鳥獣の生態等についての研修会の開催支援 隣接市町との連携による有害鳥獣の情報共有 人と野生動物とのバッファゾーン整備の推進



事例

地域が一体となった有害鳥獣害対策

東芦田農業生産者組合（青垣地域）

青垣町東芦田においても、鳥獣被害が集落全体の課題となっています。集落周辺を囲っている獣害防護柵は、定期的に見回り・点検・補修を行っているにもかかわらず、何度も破られ、有害鳥獣による被害が減少しませんでした。そこで、地元団体である東芦田農業生産者組合が地元農家のためにできることはないかと、丹波市、丹波農林振興事務所および兵庫県立森林動物研究センターと相談し、4者一体となつての鳥獣害対策を始められました。

始めに取り組まれたことは、集落内に鳥獣を侵入させないための対策でした。兵庫県立森林動物研究センター指導のもと、獣害防護柵が破られている状況を調査し、地域にフィードバックすることで見える化を行い、非農家の方も含め地域内住民が自分事として捉える意識改革を図られ、地域一帯での見回りを行う体制を構築するなど獣害防護柵の維持管理方法の強化が行なわれました。

次に取り組まれたことは、農作物被害を引き起こす有害鳥獣捕獲活動への協力です。以前から有害鳥獣の捕獲は猟友会会員の役割だとして、当地域では捕獲活動に対して十分な協力をされていませんでした。そういった状況の中、地元住民や丹波市猟友会、県、市が集まり、有害鳥獣捕獲許可を有していなくても、地元住民が箱わなへの餌の供給や捕獲確認の見回りなど、猟友会会員と一緒に捕獲活動を行う上での役割分担や協力体制について、獣害対策に関する研修会を通じて再認識されました。その結果、有害鳥獣の捕獲数は例年以上の成果を上げることができました。このように青垣町東芦田では、獣害防護柵の見回り体制と捕獲体制に地域が関わり鳥獣被害の軽減に向けた取組を実践されています。

今後は防護柵の補修技術を地域で共有することや、防護柵の敷設ルートの変更、その周辺の鳥獣が潜みやすい藪・灌木等を伐採することで、点検しやすいようにする取組が予定されるなどこれからも地域一体となった有害鳥獣の被害対策を目指されています。

《 実地研修の様子（箱わな） 》





④シカ肉の有効活用

《現状と課題》

有害鳥獣として捕獲したシカを処分することが猟友会員の負担となり駆除活動が停滞することを防ぐため、また、地域資源を積極的に活用することを目的に平成 26 年 4 月に鹿加工組合丹波が設立され、鹿加工処理施設が開設されました。年間 1,000 頭以上の処理能力を活かして、シカ肉を食用、その他ペットフード等の加工品としての販売が行われています。

平成 26 年度から施設への鹿の持ち込みが始まり、令和 2 年度においては猟友会員より 2,109 頭のシカが施設に持ち込まれましたが、そのシカの状態が必ずしも食肉に適合するものばかりではありませんでした。その中で食用としてのシカの一定量の確保を目指したため、食用に適さない廃棄処分の量が当初予想より増加しています。

今後、施設の処理能力を十分に活用し、安定的な施設運営を図っていくためには、良質な捕獲個体を確保していくことが大前提となります。

併せて丹波シカ肉のブランドとしての定着化を図り、安定した取引を目指していくことが課題となっています。

《目指す姿》

駆除活動における的確な現場処理と捕獲した場所から施設までの迅速な搬入を促すことにより、食用となる良質な状態のシカ肉を確保することで、有害鳥獣の付加価値を高め、食肉加工され流通するシカ肉の安定的な増加を目指します。

また、加工技術の一層の向上に併せ、高タンパク、低脂肪、低カロリーといったシカ肉の特性を消費者に広く PR することで、地産地消として飲食店や学校給食などで需要を高めていくことと同時に、丹波市ブランドとしてのシカ肉の定着と、安定した供給及び取引を目指します。



学校給食でのシカ肉の活用

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	シカ肉の食用としての理解 シカ肉の消費意欲の向上 良質なシカ肉確保の捕獲方法の研究
地域・農会	地域イベント等におけるシカ肉の PR、消費活動の実施
行政・JA 等	シカ加工業者等の経営安定化への支援 各種イベント、学校給食等でのシカ肉の活用 シカ肉の特性と丹波市ブランドとしての PR



①交流事業（体験農園・市民農園）の推進

《現状と課題》

丹波市において、体験農園、市民農園や農村ボランティア（ふるさとむら活動）の継続的な交流事業への取組は、市内各所で行われています。

これまで、農業・農村との関わりが少なかった都市住民が、農業・農村の価値や魅力を再認識し、都市と農村を往来したり、農村に定住したりするなど、農村回帰や二地域居住の流れが広がりを見せています。

しかしながら、農業者以外の住民も巻き込んだ地域の意思統一をするためのリーダーとなる人材の育成という課題があります。

また、都市住民等が地域活性化に貢献する動きも出始めている中、「農のあるライフスタイル」を実現するため、古民家等の空き家や遊休農地等を活用した、自然豊かな丹波市の田舎暮らしを提案する必要があります。

《目指す姿》

体験農園、市民農園や農村ボランティア（ふるさとむら活動）といった交流事業については、リーダーとなる人材の掘り起こしや優良事例などの情報を発信することで人材を育成し事業の機運を高めます。都市部住民へ農村が持つ価値や魅力を発信し、県や移住相談窓口と連携して田舎暮らしの支援を行うことで、定住人口・交流人口の増加を図り、「楽しむ農業」の機会を提供し、農村地域の活性化を図ります。



体験農園での田植作業の様子

また、様々な交流事業に、山際の不整形、狭小な耕作不利地を積極的に活用していくことで、農地の荒廃化、山林化の防止にもつなげます。

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	来客者の集落内への立ち入りに対する理解 市民農園、体験農園への農地の提供
地域・農会	都市との交流事業の継続と更なる展開 都市との交流事業実施のための組織づくり、団体の育成
行政・JA等	「人・農地プラン」の推進に併せた農村づくりの推進 市民農園、体験農園設立に向けた支援



事例

棚田オーナー事業の取り組み

稲土(いなづち)棚田事業部（青垣地域）

稲土自治会内の組織である稲土棚田事業部では、栗鹿山のふもとに位置する小さな棚田を活用し、「手植え」、「手刈り」、「天日干し」などの昔ながらの米づくりを体験できる棚田オーナー事業に取り組まれています。

毎年、棚田 5 枚、計約 15a を 15 区画に分け、阪神間を中心とした都市部からオーナーを募集し、地域のベテラン農家が指南役となり、事業展開されています。

田植えや草刈りなど作業をする活動日には、オーナー参加者のコメ作りを楽しみ、稲土の自然を楽しむ歓声が、静かな山あいには響いています。

更にオーナーには、5 月には九輪塔のように紫の花を付ける九輪草、7 月には森の中でフラッシュのように光る姫ホタルの鑑賞会等、地域の様々なイベントの参加が案内されており、丹波市の四季の風景を体感し、楽しむことで「丹波ファン」となり、I ターン者として移住された方もおられます。

秋の収穫祭では、田植えの時に植えたさつまいもや落花生の収穫体験もあり、活動日には随時「そば打ち」、「ピザづくり」などリピーターにとっては、第二の故郷での地域住民との親戚づきあいのような交流活動をされています。

《 手植えの風景 》



《 手刈りの風景 》



《 天日干しの風景 》





②農家レストラン、農家民宿

《現状と課題》

「農家レストラン」「農家民宿」は、6次産業化による農家所得の向上や地域活性化にとって非常に効果の高いものです。丹波市においても、徐々に増えてきており、農家民宿については、平成27年度の6戸から、令和2年度は13戸に増加しています。

特に農家民宿においては、訪れた都市住民が農村の生活体験、農業体験などの余暇活動サービスの提供を受けることで、丹波市の原風景である農家の生活を体感することが出来るため、丹波市を訪れるリピーターを増加させることが出来る最適の取組です。

しかしながら、農家レストラン、農家民宿は、1軒当たりの受け入れ人数と受け入れ時期に限りがあること、また、地域に見知らぬ人が訪れるため、近隣住民や地域からの理解も必要なことなどの課題があります。

また、開業するためには、様々な法律上の許可取得や届出が必要となります。更に、1次産業が主体であった農業者が新たに食事の提供等を行うサービス業を行うため、“お客様をもてなす”といったことへの意識改革が必要となります。新たな取組を進めるためには、県と連携しながら支援体制を整える必要があります。

《目指す姿》

地域の豊かな自然環境と新鮮な「旬」の農産物を活用した、農家レストラン、農家民宿等の農業生産関連事業への取組を広げていくことで、農家所得の向上と地域の活性化を図り、来丹者に対しては「楽農生活」の機会を提供します。

新たな農家レストラン、農家民宿の開業を容易にしていくために、施設の改造や各種許可、届出、運営方法等について、県と連携して支援していきます。

また、都市部からの誘客を促進するために、元町マルシェなどのアンテナショップを活用し、観光振興に係る関係団体との連携を図りながら、豊かな自然や史跡、名勝地などの観光資源を活用した新たなツーリズム産業の創出を行います。

《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	農業経営の複合化 サービス業を行うことへの意識改革
地域・農会	農家レストラン、農家民宿への取組に対する理解、協力
行政・JA等	施設の改造、各種許可、届出、運営体制等の支援 観光資源も活用した農家民宿、農家レストランのPR



事例

今、農村はおもしろい！

株式会社丹波婦木農場（春日地域）

株式会社丹波婦木農場では、「今、農村はおもしろい！」をキャッチフレーズに掲げ、農作物を生産するだけでなく、農業の持つ可能性を広げようと多角経営に取り組まれています。現在は家族経営により、それぞれの得意分野で農場を支えながら、水稻、野菜（年間 100 種類程度）、小麦、豆類、養鶏、酪農、チーズなどの加工品、さらには農家民宿・農業体験・農家カフェ等を展開されています。

「丹波の農」、魅力に溢れた「農」の現場をより多くの人に知ってもらい、直に触れて感じてもらいたいとの思いから、2013 年 8 月に「農家体感施設〇（まる）」をオープンされました。当施設では、宿泊やカフェ、オープンファームデーが行われており、都市部から来られた方に日々の生活の中では体験できない農業や農村での生活に触れる機会を提供されています。実際に現地に来てもらって農村と農業のおもしろさを体感・体験してもらい、一緒に食事をしながら農業や料理、村の話などをされています。お客さんとの接点を作る場であり農業の魅力や考えを伝えることでファンを広げる場とされています。

自身のふるさとである丹波市で、農業の価値を確かめ、「こんな良い仕事はないしこんな魅力のある場所はない。」と感じながら「今、農村はおもしろい！」を実践されています。これまで長い年月をかけて培われてきた風土や考えから生み出される素材やこだわりの技術の 1 つの功績として、1 年間じっくり熟成させた「蔵熟成ゴーダ」が 2021 年オールジャパンナチュラルチーズコンテストにおいて大賞を受賞されています。

「農」に触れる機会の提供を通じたファンの創出や先祖代々受け継がれてきた農村の良さを守り、活かしながら、次世代へつないでいこうとされている『家族農業』はひとつのブランドとなっており、人とのつながりや農業を楽しむ思いを根底に、丹波市の農業、農村の魅力を広めようとこれからも挑戦は続きます。

《丹波婦木農場のみなさん》 《農家体感施設〇（まる）》



《蔵熟成ゴーダ》





③「農」からの食文化と食育の推進

《現状と課題》

丹波市においての「食育」は、丹波市食育推進計画に基づき、「市民一人ひとりが生涯健康ですこやかに暮らすこと」を基本理念とし、市民を中心に、地域、生産者、学校や各種団体、飲食店等の連携により、推進されています。

食育の推進には、市民一人ひとりが、それぞれの生活の中で、丹波市の伝統的な「農」と「食文化」を体感できる環境を整えることが必要不可欠です。

季節によって様々な農作物が成長する姿、毎日の食卓に並ぶ新鮮な「旬」の食材や有機農業をはじめとする安全・安心な農産物の提供等のほか、特産物の生産技術や保存方法、それらを活用した伝統料理の継承や普及など、市内総世帯数の約3割を占める7,627戸の農家には、非常に重要な役割があります。

また、地域においても、丹波市の食文化の発展・継承を念頭に置きながら、公民館行事等、様々な地域活動を進めていく必要があります。

丹波市の伝統的な「農」と「食文化」が立ち消えることなく、確実に継承していくためには、土づくりを基本とする安全・安心な農産物の生産や供給体制の構築と、各地域の指導的人材の掘り起こしと育成、またその人材が活躍できる学校や地域内の事業展開を積極的に進めていく必要があります。

《目指す姿》

市内で生産される安全・安心な農畜産物を、市民にとってもっと身近なものとするため、農業者を中心に関係団体、関係機関が一体となった生産、供給体制を構築します。

市民一人ひとりが、それぞれの生活の中で、丹波市の伝統的な「農」と「食文化」を体感、会得、継承していくため、「農」を通じた交流や体験、研修等の場を提供し、安心・安全な農産物を生産する立場からの指導的人材の掘り起こしと育成を図ります。



生産者の出前授業の様子

指導体制を充実しながら、学校や地域内においての食育に係る事業展開を食育担当課と連携し積極的に行います。

また、体験学習や出前講座などで、豊富な丹波市産食材とその歴史、活用方法等を、市民にも広く周知していくことで、食育推進の一翼を担います。

このように、食育を推進することで、地域の基幹産業である農業と農村環境への理解と関心を深めます。



《実現に向けての取り組み》

農業者・市民	安全・安心な農産物の生産、提供 丹波市産であることを意識した農産物の購入 丹波市の伝統的な「農」と「食文化」の体感、会得、継承
地域・農会	食育推進のための指導的人材の掘り起こし 地域における地産地消活動の推進 地域活動における食育に係る事業の展開
行政・JA 等	食育推進のための指導的人材の掘り起こしと育成 学校給食での市内産農産物の活用推進 丹波市伝統の「農」と「食文化」についての情報発信、PR

第5節 計画の目指す姿の実現に向けた数値目標

計画の目指す姿の実現に向けた具体的な数値目標を、兵庫県、JA 丹波ひかみ等の関連計画の数値目標と整合し、以下のとおり設定します。

【担い手の経営体数の現状と目標】

[単位：経営体]

経営体名	平成 27 年度 実績	令和2年度 目標	令和2年度 実績	令和7年度 目標	令和9年度 目標
認定農業者	114	130	97	102	69
集落営農組織 (組織化率：%)	60 (22)	70 (25.6)	58 (21.2)	63 (23)	54 (19.8)
新規就農者	17(年間)	20	40	40	76

※認定農業者数は、令和 6 年度実績値 69 を維持する目標としています。

※集落営農組織数は、令和 6 年度実績値 54 (組織化率 19.8) を維持する目標としています。

※新規就農者数実績は、過去 3 年の実績 (R4：64、R5：81、R6：83) の平均値を目標としています。

【実質化された「人・農地プラン」作成の現状と目標】

[単位：件]

	平成 27 年度 実績	令和2年度 目標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
作成数 (作成率：%)	10 (3.7)	50 (18.3)	53 (19.4)	100 (36.6)

※市内 273 農会のおよそ 1/3 での作成を目標としています。

※令和元年度から人・農地プランの「実質化」が要件となりました。

【地域計画策定数の現状と目標】

[単位：計画]

	令和6年度 実績	令和9年度 目標
策定数	93	194

※地域計画は、令和 8 年度に市内全集落 (194 計画) で策定する目標としています。

【特産物の栽培面積の現状と目標】

[単位：ha]

作物名	平成 27 年度 実績	令和2年度 目標	令和2年度 実績	令和7年度 目標	令和9年度 目標
水稻 (有機・特別栽培)	463	495	530	586	407
丹波大納言小豆	305	360	279	300	250
丹波黒大豆 (含枝豆)	132	145	129	141	180
丹波山の芋	10	11	9	10	6
丹波栗	102	112	105	108	108

※水稻は、令和 6 年度実績 (384) をもとに丹波市有機の里づくり推進協議会の数値目標 (毎年 2% 増加) により設定しています。

※丹波大納言小豆及び丹波黒大豆は、JA 丹波ひかみの営農振興計画の数値目標を参考に設定しています。

※丹波山の芋は、R6 実績を維持し、丹波栗は R7 の目標値を維持する目標としています

【環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）の取組面積の現状と目標】 [単位：ha]

	平成27年度 実績	令和2年度 目標	令和2年度 実績	令和7年度 目標	令和9年度 目標
環境創造型農業	523	561	655	725	576
水稻	463	－	530	586	407
豆類	13	－	35	39	46
野菜等	47	－	90	100	123
(うち有機農業)	113	136	161	180	209

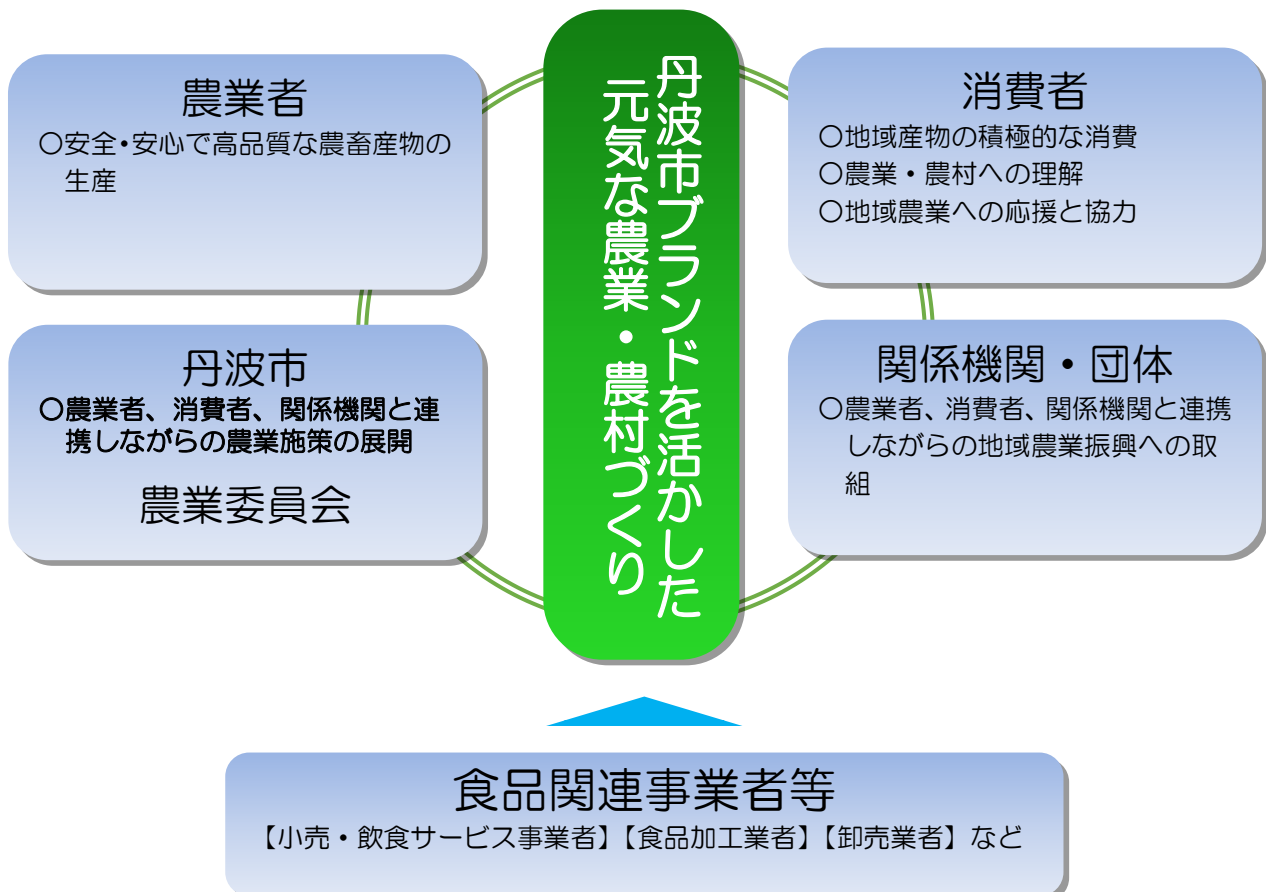
※令和6年度実績（水稻：384、豆類：44、野菜等：116、有機農業 197）をもとに丹波市有機の里づくり推進協議会の数値目標（毎年2％増加）により設定しています。

※環境創造型農業の面積は、有機農業の面積を含みます。

第6節 計画の推進体制

丹波市は、農業者と関係機関や農業関連団体、消費者などと、様々な場面で「協働」しながら本計画を推進していきます。

この中で、「丹波市ブランドを活かした元気な農業・農村づくり」を目指して、各主体の「協働」の取組を次のように位置づけ、各種施策を展開していきながら計画を推進していきます。



資料編

1 計画策定の経緯

本計画は、有識者や市民の代表者等で組織する「丹波市農業・農村振興基本計画策定委員会」を設置し、その中で、「農業振興部会」、「担い手育成・農村環境部会」の2部会制により、計画の検討を進め、平成28年6月に策定しました。

計画策定までの検討経緯を以下に示します。

会 議 名	開 催 日	備 考
第1回丹波市農業・農村振興基本計画策定委員会	平成27年 7月 28日	
第1回農業振興部会	平成27年 9月 2日	
第1回担い手育成・農村環境部会	平成27年 9月 2日	
第2回農業振興部会	平成27年12月 1日	
第2回担い手育成・農村環境部会	平成27年12月 1日	
第3回農業振興部会	平成28年 2月 4日	
第3回担い手育成・農村環境部会	平成28年 2月 4日	
第4回農業振興部会	平成28年 3月 3日	
第4回担い手育成・農村環境部会	平成28年 3月 3日	
第2回丹波市農業・農村振興基本計画策定委員会	平成28年 3月 22日	

2 計画改定の経緯

平成28年6月に策定後、5年が経過し、近年の社会情勢や農業・農村を取り巻く環境が変化していることを受け、「丹波市農業農村振興協議会」において、計画の見直しの検討を進め、改定しました。

計画改定までの検討経緯を以下に示します。

会 議 名	開 催 日	備 考
第1回丹波市農業農村振興協議会 幹事会	令和3年10月27日	
第1回丹波市農業農村振興協議会	令和3年11月19日	
第2回丹波市農業農村振興協議会 幹事会	令和4年 2月 14日	
第2回丹波市農業農村振興協議会	令和4年 2月 22日	

3 令和7年改定の経緯

令和10年度からの計画として丹波市産業振興計画（仮称）を丹波市観光・商工業振興ユニティプランと一体的な計画策定を行うため、令和9年度まで現計画の施策の方向性を維持することとし、「丹波市農業農村振興協議会」において、計画の時点修正を行いました。

会 議 名	開 催 日	備 考
丹波市農業農村振興協議会 幹事会	令和7年8月27日	
丹波市農業農村振興協議会	令和7年10月3日	

丹波市農業・農村振興基本計画策定委員会条例

平成27年3月16日

条例第20号

(設置)

第1条 本市の特性に応じた農業振興方策、担い手の育成、農村環境の充実等を総合的に推進する丹波市農業・農村振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、丹波市農業・農村振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 計画の策定方針に関すること。
- (2) 計画の立案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか計画の策定にあたって必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市農業委員会委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 農業者団体の役員
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了をもって終わるものとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業経済部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

丹波市農業農村振興協議会設置要綱

平成16年11月 1 日

訓令第56号

改正 平成17年 7 月19日訓令第58号

平成19年 3 月30日訓令第32号

平成23年 3 月29日訓令第21号

平成24年 6 月18日訓令第29号

令和 4 年 2 月25日訓令第 4 号

(設置)

第1条 丹波市の農業農村振興のために、関係機関が結集し、一体的な指導性を発揮することを目的として、丹波市農業農村振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び策定を行うものとする。

- (1) 農業農村振興の計画及び指導指針の策定に関すること。
- (2) 農業農村振興計画、施策の啓発・普及に関すること。
- (3) 各種農業関係機関との連絡協調に関すること。
- (4) 前各号のほか、農業農村振興に必要な施策に関すること。

2 協議会は、前項の業務を遂行するに当たり、地域の農業事情等に即したものとするため、地域農業者等から十分に意見聴取するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、市長及び次に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 丹波市産業経済部 部長
- (2) 丹波ひかみ農業協同組合 代表理事組合長
- (3) 丹波ひかみ農業協同組合営農経済部 部長
- (4) 丹波市農業委員会 会長及び副会長
- (5) 丹波農林振興事務所 所長
- (6) 丹波農業改良普及センター 所長
- (7) 篠山土地改良事務所 所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、市長とし、会長が不在のときは、副市長がその職務を代理する。
- 3 副会長は、委員の互選による。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席して成立し、その議事について表決を要するときは、出席委員の過半数で可決する。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、協議会に対し必要な資料を提出し、又は意見を述べることができる。

3 幹事は、必要に応じ会長が関係機関の職員の中から選出するものとする。

(地域部会)

第8条 協議会は、地域部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、産業経済部農林振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年7月19日訓令第58号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第32号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日訓令第21号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月18日訓令第29号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月25日訓令第4号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

丹波市農業・農村振興基本計画

発行 兵庫県丹波市（令和 7 年 10 月改定）

編集 産業経済部農林振興課

住所 〒669-4192

兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

電話 0795-74-0221（代表）・0795-74-1465（直通）

URL <https://www.city.tamba.lg.jp>

丹(まごころ)の里



丹波市